

不満藩士は所謂奇兵隊騒動を起したが、明治九年十二月前原一誠を首領とする萩の亂はこの奇兵隊事件の繼續と見ることが出来る。前原は明治三年九月職を辭して歸國したが不平満々たるものがあつた。その後密かに熊本、秋月の有志と氣脈を通じてゐたが熊本の亂起ると聞き、同志を叫合して萩の明倫館に集り、舉兵の文を發表した。防長人民に與へたものに『御一新以來諸大吏徒黨を結び朝廷を欺^{あざむ}き上天子より下萬民に至るまで困窮切迫至らざる所なし吾等天子の粟を食ひ萬民の上に立ち君民の至急を視るに忍びず故に同志の士申合せ山陰道を登り禁闈の下に伏し誠實の心を以て諫言し奉り諫言を御採用無之節は一死を以て是れに繼ぐの決心なり嗚呼吾輩の赤心此の如し是を以て父母を省せず妻子を見ず既に數日なれども心に關せざるに無之候へ共天子の御爲め諸人の爲め其暇あらず心迫り辭拙く縷々盡す能はす心事謀察下され度候也』（青山薰「肥長電信記」下卷三三一頁）とあり、既に落伍者としての士族の立場が明らかに酌みとられるであらう。

然し彼等蹶起の眞因は寧ろ前原が島根に於て縛せられた時、縣吏に語つた六箇條の主張によつて明白である。その第四に「士族善後處分」に關する件がある。曰く『士族の常職を解き祿券を製するや廟堂の諸公おもへらく士族困頓して不平を鳴らすものあらば之を討滅するに兵力を以てすれば可なりと。咄我四十萬の士族果して何の罪かある。政府此心を以て士族を制馭せんと欲せば必ず天下の大亂を醸さん。これ一誠が諫死せんとする所以』なりとある。彼は誠實の士だけに語るところも亦率直に士族の失業問題の核心に觸れてゐる。（「西南記傳」上卷二、六〇一頁又は白柳秀湖南親分子分・浪人編上七二頁以下）

前原等は官軍に抗し得ずして縛に就いた。政府は萩に臨時裁判所を開き、十二月三日に罪狀を決し、前原、奥平、横山等八人を斬に處した。

明治九年末の二月間に熊本、秋月、萩に相前後して勃發した武力的反政府運動は成算あつての共同戦線であったのか。それは薩南の地に根深く成長して來た士族的勢力に俟つところあつたのである。一度亂が起れば、西郷等が必ず來援するであらうとの希望的

見透しを以て、小兵にも拘らず、一路政府打倒へ邁進したものである。故に政府にとりて鹿兒島士族の向背は最も重大なる結果を惹起するものとして絶えず一面妥協、一面監視の態度を堅く持して來たのである。征韓論破裂の直後、近衛兵の動搖の際、鹿兒島將兵の將來を苦慮した中央政府は西郷及び反政府的士族懷柔の機會を窺つてゐた。征韓論に正面より反対した大久保等が明治七年臺灣遠征を畫策したのも薩藩出身の政治家としては已むを得ざる次第であつた。

第四項　臺灣遠征

臺灣遠征の表面的理由は、蕃族膺懲(はんぞくようちよ)に在つたが、本質的目的の一つは反政府的士族(特に鹿兒島士族)懷柔、第一は琉球の日・清兩屬問題の解決に在つた。*(The Life of Sir Harry Parkes, vol. ii, p. 187. J. R. Black, Young Japan, vol. ii, 426 「征韓論・西南戰爭」一一四頁。)* この臺灣遠征は征韓ほどの費用と國際的摩擦を伴はずして、然も手頃な攘夷的試みとして且つ海外發展的な安全瓣として選ばれたも

のであつた。征韓論に正面反対した岩倉は明治七年一月十四日の夜、赤坂假皇居からの退出の途中、喰違門(くちがひもん)で武市熊吉等に邀撃(ようげき)された。武市は陸軍少佐で西郷、板垣の命を受け明治五年大陸を視察した征韓論者であるだけに、征韓論を阻止した岩倉を葬(はうり)り去らんとしたのであつた。この事件後江藤、島等は佐賀に反政府の武力運動を起し、これと呼應して九州一圓に頗る不穩(ふわん)な形勢が見えた。彼等不平士族の頼むところは薩摩の西郷一派の勢力であるから、薩摩出身の大久保が彼等の憤懣(ふんまん)の情を外部に漏す出口を探してゐたのは當然のことであつた。

佐賀の亂の勃發五日目の明治七年二月六日、大久保は大隈と共に「臺灣蕃地處分要略」を草案したが(「大久保利通文書」第五、三四三頁以下。) これによれば征臺の理由は明治四年十一月、琉球民六十六人が臺灣に漂着して五十四人迄殺害されたことにある。若しこれを單なる外征と見れば木戸孝允の如く「國を治るに義務あり民を撫するより急なるはなし兵を用ふるに方略あり力を養ふより先きなるはなし」(「征韓・征臺遠行の反對意見」「木戸孝允文書」第八、一二九頁)との内治第一主義

の立場をとらねばならぬ。然し大久保等の本心が鹿兒島士族の方向を外邦に向けることによつて、一時なりとも彼等の感情の吐け口を政府より轉することにあつたことは次の大久保に宛てた岩倉の書翰によつて明らかであらう。曰く『臺灣御處分御決定先以而安心候此上ハ問罪使命之人體御取極之義急務と存候右ハ鹿兒島縣之人ニ而誰カ無之哉厚ク御勘辨有之度存候』(「大久保利通文書」第五、三)と。

かくて四月六日の延遼館會議に於て征臺の急行を決し、西郷従道^{（つぐみ）}を臺灣蕃地事務總督、谷干城^{（たにだてき）}と赤松則良を參軍に命じ、米人ルジエンドル、キヤツセル等を顧問として蕃地に同行せしめることにした。更に正院には臺灣蕃地事務局を置き、大藏卿大隈重信をその長官に任じた。この間、西郷隆盛は征臺の議を聞き弟従道に鹿兒島士族の募兵を依頼されて、私學校黨員の參加を許したのであつた。この點大久保の懷柔策は一部成功したとも言へるであらう。四月九日、西郷は東京を發して長崎に至り、日進、孟春等の軍艦四隻及び數隻の外國汽船を傭船し、三千六百の兵を搭乗して將に出發せんとした時、各國

公使は局外中立を唱へたので閣議は一時出師を中止するの已むなきに至つた。即ち米國公使ビンガムは局外中立を聲明して日本政府の米國市民を雇傭し又は米船の傭船を拒否したのである。(Young Japan, vol. ii, p. 429. 「大日本外交」文書第七卷、「臺灣生蕃討撫一件」米國公使文書) 英國公使バーチスも駐支英國公使ウエードの報告として臺灣の清國領土なることを宣して局外中立を聲明した。これは一面日本の國威伸張を阻止したものであるが、英國の立場よりすれば、日本が我意を通し始めたのは蓋しこの時以來のことであつた。(Young Japan, vol. ii, p. 426.)

バーチス公使の日本牽制的局外中立聲明は當時日本が臺灣に對して領土的野心ありとの流説^{（るせつ）}などにも基礎を置くものとされてゐる。(The Life of Sir Harry Parkes, vol. ii, p. 186) 尤もこの事に就ては一月六日岩倉が大久保に宛てた書中に『土人撫育終ニ吾屬地タラン否哉ハ再ヒ御評議之筈尤其節之事ニ候得共深く熟考候得者何卒吾レニ得ヘキノ目的立タキ者ト存候兼而福島ニ承リ候處ニ而者必成易カラント存候得共費ス處他日補フニ足カ得失ノ處十分御心配被下度』(「大久保利通文書」第五、三四七頁) とあるのを見れば、在日公使等の中立聲明も單なる杞憂^{（きゆう）}ば

かりではなかつたのであらう。

公使等の中立聲明は太く我が政府を狼狽せしめ、清廷との交渉を先きにすべしとて、長崎に待機中の西郷従道總督に一時出師の舉の中止方を傳達した。然るに時既に西郷は谷、赤松參軍を日進、孟春以下の四艦を率ゐて臺灣社寮港に向はしめ、領事福島九成を履門^{アモイ}に派遣して閩浙總督宛の照會書を齎らした後であつた。大久保、西郷、大隈は協議の結果、公使柳原前光^{さきみつ}を渡清させて、今回の目的は單なる生蕃膺懲に過ぎず、清國には何等含むところない旨を告げさせた。次いで西郷總督は豫定通り出發し、大久保も歸京の途に着いた。

柳原公使の交渉談判は荏苒^{じんぜん}を重ねるのみで容易に結着を見なかつた。遂に大久保自ら全權辦理大臣として清國に渡り直接清廷と交渉談判することになつた。五月十七日西郷は長崎を發し二十二日社寮に着いた。元來蕃人のこととて此度の征舉は難なく所期の目的を達することが出來た。

然るに中途清國は强硬態度に豹變^{へうへん}して臺灣の自國領土なること、日本遠征軍の即時撤兵などを申入れたが、英國公使ウェードの斡旋により、清國は日本の遠征を義舉と認めるここと、日本軍の臺灣蕃地に施した諸設備を有償を以て譲受けること、清國は將來生蕃を取締ること、更に日本軍の臺灣撤退を條件として五十萬兩を日本政府に提供すること等を約して日清間の交渉は終結することになつた。

この臺灣遠征は士族懷柔の點より觀れば多少の功は認め得られるが、始め大久保等が手頃の攘夷と見たこの遠征も中途容易ならざる結果を齎らすが如く思はれた。膺懲費の嵩じたことなどは財政難の維新政府の頭痛の種であつた。木戸孝允日記の明治七年九月三日の項に『今日内地の急務は大に教育に心を盡し徐々一般人民の品位をすゝむるを以第一とす……然して此事不被行却て臺灣の一舉に至る……大隈云々于此五十萬圓の用意ありと余對て曰く此事の決末可推量只五十萬圓を以足れりとするも恰も數萬の博奕するもの五十圓を以足れりとするに不異大隈又曰く五十萬圓を超越するときは西郷死を以誓

ふと云へり余依て不堪長歎息則對て曰くかゝる全國の大事件西郷一人死を誓ふと云其言元より野蠻なり聽も亦野蠻なり堂々たる政府の事にあらず孝允西郷の命を以天下の蒼生に不能謝たとへ西郷の命數十ありと雖も於孝允尤不用なりと然るに今日未五十萬に不至は物價頓に十倍の下直に至りし歟西郷の命十倍の高直に至りし歟大隈は又犬皮にてもかもりし歟」（「木戸孝允日記」第^{三、七五頁以下。}）とあり、神經質の木戸が人一倍國情に不安を感じてゐた姿は想像するに難くない。

一時日清戰爭迄惹起するかに見えた臺灣遠征も十二月二十七日愈々撤兵歸還した。兵員三千六百餘、軍艦五隻、運送船十三隻、死者五百餘（戰死僅かに十二人、他は病死）征討費三百六十一萬餘圓（之れに船舶購入費を合すれば七百七十一萬餘圓）この内より清國よりの償金五十萬兩（七十六萬餘圓）を控除すれば二百八十四萬餘圓となる。これが遠征の總費用であつたとされてゐる。（「明治政史」第七編（明治文化）全集第二卷、二五一頁參照。）

然し臺灣遠征は必ずしも全損ではなかつた。この行により、日本の實力を認識した英

佛兩國は文久以來の横濱駐屯の警備兵を撤去することとなり、明治八年一月二十七日英國公使バークス、佛國公使ベルテミーは外務卿寺島宗則にその旨の書類を手交した。これに依つて日本は軍事的な半植民地の地位を脱却することが出來た。第一は、清國が日本の臺灣遠征を「義舉」と認めたことは間接に琉球が日本に歸屬すべきことを不本意ながら認めざるを得なかつた證據で、これが転て琉球が日本の版土となる糸口をなすのである。之れを要するに征臺役が西南の反政府的士族の懷柔策である限り、方策はどこまでも方策であるから、利用される士族と利用する政府との間に和解の成立する筈がない。ここに前述せる明治九年末の熊本、秋月、萩の諸亂の續發する所以があり、征韓論分裂後の中央政府が集權化の程度を強化する毎に政府と武力的反政府者との対立拮抗は益々深刻化して行き、それが終極は西南戰爭の大詰めまで薦進せざるを得ぬことを物語るのであつた。

第五項 西 南 の 役

討幕運動の中心勢力で、後には中央集權的維新政府の礎石を置いた薩藩自らは全國諸藩中殊に鞏固な封建制度を守り、顯然『帝國中の帝國』を形成してゐた。これが明治十年になつて武力的反政府運動としての西南戦争を誘起する遠因をなすものである。

東北・函館戦争終焉後、西郷隆盛は維新政府の希望にも拘らず、歸藩し、専ら藩制改革の名の下に下士中心の組織に改めた。當時薩藩は城下と南海の島々を除いて、大小百二十餘の郷邑より成つてゐた。その中には藩主島津家の一門及び功臣を封じた多くの私領地があり、一種の屯田制に依つて數多の武士を養つてゐた。加之、藩主直轄の地には多くの郷士を置き官選の地頭をして之が統治に當らしめた。然るに西郷の藩制改革は各私領地の統治権を奪ひ、從前の直轄地、私領地の別なく新に選抜した地頭を置いた。この地頭はこれまでの上士の代りに、戊辰戦争に参加せる比較的輕輩を以てした。更に

この地頭の下に城下士をも含む大小の常備軍を組織して、司法、行政その他諸般の政務はここで執行することになった。一言にして言へば、薩藩の藩制改革は西郷の下に軍政化されたのである。然し實質的にはさしたる變化なく只上士の代りに下士が地頭として薩藩の勢力を掌握するに至つたことが著しい點であらう。この頃薩藩は城下に歩兵四大隊と砲兵二大隊、地方には常備兵十七大隊、豫備兵二十大隊、大砲隊九座一分隊といふ大兵を擁してゐた。

これら藩兵の多くは郷士で、彼等は版籍奉還も廢藩置縣も武士ほど直接強くは感じない地主的存在であつた。更に薩藩に於ては開墾によつて得た土地を持高又は買添高と稱して祿高とは別個の私有地として賣買も許されてゐた。故にこの藩の士族は、他藩の場合の如く、版籍奉還より始まる俸祿激減のために生活の根柢を失ふことが比較的多くなかつた。之れを要するに、西郷の藩制改革の經濟的基礎は郷士（地主）の土地と藩士の特殊持高に置き、この二者を連結する機關が明治六年征韓論分裂後西郷の歸國と共に設

立された私學校であつた。彼は私學校の中心人物を諸郷の區長、副區長に任命して一系亂れぬ統制をとつてゐたのである。然もこの組織自身生産的であるよりも軍事的であつたために、その目指す方向も自ら明白でなければならぬ。維新政府が中央集権化の過程を前進し、鹿兒島を他縣同様に中央政府の一地方と見做さねばならぬ時には、早晚この中央・地方間の對立抗争も表面化を免れ難くなる。

されば、この鹿兒島士族の懷柔と銳鋒轉換策のために、大久保は臺灣遠征を計畫し、また明治九年の金祿公債證書發行に際しても鹿兒島士族の買添高を特別扱にせんとしたのである。これに對して、全國を同列に見ねばならぬとする木戸は『今日士族祿券一條に付鹿兒島縣の苦情に付格別の御沙汰となれり、此事自然他縣なるときは必政府上も此議論起らざることを前々の經驗を以て確信せり余屢士族一般の爲めに議論を起し又人民一般の爲め議論を起し只管公平の設施あらんことを希望すると雖も政府の都合を以て壓制の評議に陥り彼に同意の人數多數となり終に余の議論不貫徹事數度ならず……然して

鹿兒島の勢力に而獨り幸福を得るに至りては實に爲政府不堪慨歎也……鹿兒島士族の祿一條獨り如此特別鄭重の評議になるは天下一般の爲め眞心有不安者依而他縣の事も公平に評議あらんことを切に陳論し置けり』（『木戸孝允日記』第三、四五七頁）とて正面より反対論を唱へて大久保の薩摩偏重を是正せんとするのであつた。

由來鹿兒島は遠い封建の昔より一種の獨立國の如き觀を呈して幕末に至つたのであるが、これは明治政府が樹立されるやうになつてもさしたる變化を來さなかつた。明治四年の廢藩以來他縣の縣令を始め其他の行政官は中央政府の任免するところであつたが、獨り鹿兒島縣は縣吏を同縣人より擧げ、彼等は中央政府の官吏であることよりも鹿兒島藩の役人の觀を呈してゐた。この傾向は明治六年西郷が征韓論に敗れて歸國し、私學校を創立した結果として甚だしく強化されるやうになつた。即ち縣令大山綱良は西郷黨の代表的人物で私學校黨員を以て鹿兒島縣政を壟斷してゐた。鹿兒島は私學校を中核とし、縣令大山を外核として、封建的西郷王國を建設しつゝあつたのである。當時の「評論新

『吾輩鹿兒島縣の景況を傳聞する毎に、胸中一層の疑團を生ぜずんばあらず。夫れ廢藩置縣以來茲に五年、該縣は依然として舊様を變更せず。試に看よ、士族の祿制は曾て變革なし、縣民は舊に依て大陰曆を用ひ、縣吏は長官より等外に至る、迄曾て他縣の人を容れず。曩に該縣の士、西鄉氏の職を辭するや命を待たずして去れり。近衛兵は再三の勅諭を顧みずして解散したり。近來該縣下に於て設くる賞典學校なる者は、陸軍の規則を待たず純然たる兵團の如し。私學校なる者は、文部の規則に従はず、宛然たる國事會議所也。且つ該縣の士族は各自銃器彈薬を私藏して、之を官に納めずと云ふ。凡そ此數件は決して他縣の無き所にして、該縣に於ては傲然として顧みず、均しく日本政府の管轄を受くる地方にして、彼れ獨り此の如きは何ぞや。蓋し士人の驚強にして兵權も之に及ぶ能はざる乎。何ぞ其特權を專有するの甚しきや。是れ世人の大に疑ひ且つ怪む所也。……或は曰ふ、該縣は士民強暴なり。一朝遽かに之を改正せんと欲せば、恐くは激怒を招き、不測の患害を生ぜんことを。嗚呼何ぞ言の卑劣にして怯懦なるや。今公明正大なる政府の威權を以て之を處置せんに、萬一彼人民の抗するあらば、則ち朝憲を憚らざる不遇

の徒也。上には堂々たる賢明の有志あり、廟謀深遠。下には赳々たる血稅の鎮臺兵あり、勇無双。名と義とを以て之を壓伏す。……何ぞ遲疑することか之れ有らん。』（「評論新聞」第四十四號。）

とあり、これによつて、大凡その頃の鹿兒島縣の實情を窺知し得るであらう。

明治政府の集權化は早晚鹿兒島の封建制を打破せねばならぬ。明治九年七月、大久保内務卿は縣令大山綱良に上京を命じ、縣吏の更迭^{かうてつ}と縣政刷新を斷行せしめんとしたが、大山は縣下の情勢容易にその斷行し難いものがあることを陳情して、猶豫を願出でた。同年十月、熊本の亂に續いて九州一圓の形勢不穩との報に接した大久保は内務少輔林友幸を鹿兒島に遣して縣政改革に當らせたが、彼は一指だに觸ることを得ず、明治十年一月遂に歸京の途についた。この頃木戸は大久保を訪ひ、鹿兒島縣政及び私學校に關して「大久保は今日朝廷柱石の一人に而其身は鹿兒島縣の貢屬にして諸有司同人の前に而鹿兒島縣の弊害を論するものなし有司の薄情と大久保の其人たるを不知は今日の一歎息に付余大久保は朝廷の大臣と目し今日諸縣中朝政を妨くるの第一たるものは鹿兒島縣に在るも

の又朝廷屢目的を變遷し根軸確たる能わず實に人民の不幸大なる所以を縷々細論し大久保も亦十分意見を吐露し』（『木戸孝允日記』第三、四八七）とあり、大久保自身もこれら鹿兒島に對する不滿の情を察して、警視廳警部十數人を派遣して私學校黨の動靜を探索せしめ、また彼等の暴起に備ふるため鹿兒島の兵器彈薬を大阪に移轉せんとした。

私學校黨に反政府舉兵の名義を與へたものは警吏中原尙雄等の行動であつた。私學校黨員は舉兵に當り、中原は政府、殊に内務卿大久保利通と大警視川路利貞より私學校黨撲滅と西郷等刺殺の重命を受けて歸國したものなることを公表せしめられたので、茲に政府問罪の必要上、西郷等の動員となつたといふのである。

私學校黨の彈薬掠奪の報を知るや、政府は緊急對應策として海軍大輔川村純義を軍艦に乘じ鹿兒島に至らしめて情勢を探索させることになった。川村は鹿兒島着後、直ちに西郷と面談を遂げんとしたが、その目的を達せず、空しく歸京の途に着いた。その後、有栖川宮を勅使として派遣し、島津久光と西郷隆盛とを私學校黨より隔離する方策に出

でんとしたが、西郷總帥の下に薩軍既に進撃するに及んで、勅使派遣の議は中止となり二月十九日鹿兒島賊徒征討の詔勅が發せられるに至つた。

二月二十五日、西郷、桐野、篠原等の官位褫奪⁵の御沙汰あり、維新の元勳も今や官賊とはなつた。當日の『木戸孝允日記』に『餘人は兎もあれ西郷隆盛は十二年前の知人に而爾後同氏の國家に盡せしもの不少忠實寡欲臨事有果斷只短なるものは當時の形勢に暗く大體を見る能はずして疑惑其間に生じ一朝の奮怒を以亡其身損其名實に不堪歎惜世人の大遺憾なり……長州と薩州と全力同盟せしは余と同氏と丙寅の歲於京都誓ひしを始とす其よりして終に薩長同力戊辰一新之大業をなせり然して同氏今日の情態に至る實に不忍語なり』（『木戸孝允日記』第三、五一九頁。）とあり、また『西郷モ決シテ尊氏カ如キ奸惡ニ非ス惜哉識乏クシテ時勢ヲ知ラス一朝ノ怒ヲ洩ラスニ己レノ長スル所ヲ以テ身ヲ亡シ又國ヲ害スルナリ所長ヲ以テ身ヲ誤マル古今皆是レナリ短ナル所ヲ以テ身ヲ誤マルモノ鮮シ西郷惡ムヘシト雖亦憐ムヘキ者ナキニシモ非ス……朝廷モ反省ナクンハアルヘカラス』（『岩倉

記「下巻、三九八頁以下（明治十年三月一日岩倉が三條、木戸に贈りし書翰に對する木戸孝允の朱書なり。）と記し暗に有司專制化を非難してゐる。」の木戸孝允の西郷隆盛觀は實に中正を得たるもので、木戸の識見の高さと洞察の深さを物語る好個の資料である。

薩軍の總兵約三萬中その中堅一萬三千は私學校黨員で、全軍の指導的地位に在つたが、分けても鄉士が大勢を占め、舊城下士は僅かに一千六百に過ぎなかつた。ここに西南戰爭の性格が存するのである。

一方官軍は五萬八千餘、大凡薩軍の一倍の大軍を擁してゐたが、漸次戰線の擴大するに從ひ兵員の不足を告げ、内務省募集の新選旅團を編成し、遂には士旅を利用することでも進行した。岩倉具視は三月一日の三條、木戸宛の書翰に『一今後ノ模様ニテ萬一兵員增加無之テハ不叶ノ場合ニモ至候節俄ニ之ヲ士族ニ徵募セハ一ハ兵制ヲ破リ一ハ政府ノ威令ニモ關係シ又重事ナリ然レトモ兵員不足ヲ告クルトキハ已ムヲ得サル儀ニ付東京ニ於テ強壯ノ輩人撰三四千名モ巡查ニ徵募シ之ヲ繰練セシメ出發セシダテハ如何』

（「岩倉公實記」下巻、三九六頁。）との間接利用を提案したが、木戸は『今日士族其外無用ノ兵ヲ募ルハ尤不可ナリ當如此際能ク後害ヲ慮ラスンハ有ルヘカラス薩摩ヲ討チ又小薩摩ヲ生スルナリ』（「同書」三九七頁。）との絕對反對論を以て譲らなかつた。

西南戰爭が鹿兒島軍の壯兵を以てしても敗北に歸したのは大義名分が官軍にあつたことは當然のこととして、他に徵兵軍人が薩兵に比して團體的訓練に長じてゐたこと、交通運輸通信機關が官軍の掌中にあつたこと、官軍は優秀なる武器を使用してゐたこと、官軍の軍費が比較的に潤澤であつたことなどに基因するのである。この最後の士族的牙城薩摩が彼等の有する凡てを擧げても政府を動かすことが出來ないとすれば、武力抗争に依る反政府運動もこの後起るべきことは豫期し難い。事實、明治政府の中央集權化は西郷の西南戰役の後始めて確立されたものと見られる。明治初年以來幾多の武力的反政府運動が續出した。然し此度の西南戰爭ほど組織的にして大規模のものは空前絶後である。大久保の言へる如く、西南の士族が征韓論破裂の直後の好機を擄へずして、明治政府

の基礎鞏固となりつゝあつた明治十年に蹶起したことは『誠ニ朝廷不幸之幸与竊ニ心中ニハ笑ヲ生候位ニ有之候』（「大久保利通文書」第七卷、明治十一年二月七日伊藤博文に與ふる書。）とある如く、中央政府のためには好機であつたのである。

明治十年を一契機として武力的反政府運動は絶え果てた。中央政府が有司專制化の一途を辿るとき、言論による反政府運動が勢力を増すのは極めて自然の道である。

第三節 言論的反政府運動

第一項 民撰議院設立の建白

大政奉還は薩・長の武力主義討幕派を控制した土佐藩公議派の努力に負ふところが多い。土佐は種々の情勢より觀て談論の裡に幕府をして政權を朝廷に奉還せしめ以て天下の歸一を圖り、諸侯會議の形式を探りて封建的集權政府を樹立して、徳川に終りを全うせしめんとしたのである。故に薩・長と土佐とはその始めより相容れなかつた。然るにそ

の後武力派が勢力を得て討幕となり、東北・函館戦争にまで波及するに至つた。こゝに維新政府樹立の運びとなつたが、共同目標たる幕府の瓦解せる上は、今迄討幕の名の下に結合せる雜多の異分子は自ら分解作用を起し、寧ろ幕府時代よりも憂ふ可き状態を醸し、第一の徳川の出現も單なる流言蜚語ではないと考へられてゐた。維新的大業は貫徹されねばならぬ。然し薩・長協力による廟堂の有司専制化も控制する必要がある。茲に於て土佐藩の運動が功を奏して公議輿論政治の具體化したのが列藩諸侯の上局會議と藩主の選任する貢士の公議所といふ所謂二院制度であつた。無論この制度は獨り土佐の薩・長牽制策とのみ觀るべきではない。當時、維新政府が諸藩の協力を得るためには、その公平なる態度を世に示さねばならぬ。その頃の國情に於て、政府は公議輿論の尊重、人材の登庸と薩・長・土・肥の藩力均衡の上に建設されることを必要としたのである。

上局會議は國是決定といふ重大問題の諮詢機關として明治元年數度召集されたが、明治二年七月の官制改革の結果、この上局會議は廢止となつた。版籍奉還の際は公論を探

擇する意味で特別に藩主會議は開催されたが、廢藩置縣の時には政府獨自の意向で決定されたので、諸侯會議は召集されなかつた。下局である公議所は始め藩論の代辯者たる貢士を以て公議人としたが、觀方に依つては藩の監視人でもあつた。從つて維新政府の基礎の漸次確立するに及んで、この公議所も上局同様權限を縮少さるべきものであつた。只上局に屬する藩主等は幕末既に實力を失墜してゐたから、藩士的代議院たる公議所よりは一層早く權限を縮少せられたのである。版籍奉還を契機として公議所の權限は縮減せられて集議院となり、廢藩置縣の後は藩士的背景を有する集議院は當然存在の意義を失ひ、之れに代るものとして設立されたのが左院であつた。この左院は土佐の後藤象二郎、板垣退助並に佐賀の江藤新平との協力によつて設立されたもので、官吏が議員又は議長に當り、ここでは從來の藩選議員が官選議員に代つたに過ぎない。左院設立の眞の目的は廢藩直後の薩・長藩閥專制化の控制についたのである。かく觀じ来れば、ここに早くも征韓論破裂後の民撰議院設立運動の片鱗を認むることが出来るのである。

明治六年十月の征韓論は廟堂を二分し、西郷、副島、板垣、後藤、江藤の征韓論を主張せる五參議は廟堂を退き、明治政府は參議兼内務卿大久保利通を事實上の首相として所謂薩・長藩閥有司專制の形式と内容をとり、愈々中央集權化の傾向を強化するやうになつた。この征韓論の打撃を最も強く蒙つたのは土佐で、大久保の改造内閣には一人の參議も挙げられてゐない。

西郷は辭職後直に歸國の途に就き、桐野、篠原其他多くの薩摩出身の近衛兵も陸軍大將、西郷隆盛に従つて歸國した。然るに西郷以外の四參議は國許の封建主義的諸勢力と結合して反政府的武力運動を醸成するを恐れる中央政府の禁足するところとなり、東京に滞留中であつた。廟堂を離れた彼等言論派の土・肥人は失はれた政權を如何に挽回すべきやに苦慮中、嘗て大政奉還の大立物後藤象二郎は局面打開策として民撰議院開設の主張を板垣退助に謀つた。板垣は後藤を通じ、偶々英吉利より歸朝した小室信夫、古澤迂郎の議會論に傾聽し、更に副島種臣、江藤新平の賛成を得、前東京府知事由利公正及び前大

藏大丞岡本建三郎もまた民撰議院の主張者であつたところから、其々相會して論議検討の結果、民撰議院の建白をなすことに議一決した。

この草案は初め古澤迂郎が英文で書いたものを邦讃はうさんし、更に副島の朱筆を加へたものである。かくて前記八名連署の上、明治七年一月十七日左院に提出し、翌十八日左院より正院へ進達された。「建白書」に曰く、

『臣等伏シテ方今政權ノ歸スル所ヲ察スルニ上帝室ニ在ラス下人民ニ在ラス而シテ獨リ有司ニ歸ス夫レ有司上帝室ヲ尊フト曰ハサルニ非ス……下人民ヲ保ツト曰ハサルニアラス而シテ……因循改メス恐クハ國家土崩ノ勢ヲ致サン臣等愛國ノ情自ラ已ムコト能ハス乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ唯タ天下ノ公議ヲ張ルニアリ天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ルニ在ルノミ則チ有司ノ權限ル所アツテ而シテ上下安全其幸福ヲ受ル者アラン請フ逐次ニ之ヲ陳セん
夫レ人民政府ニ對シテ租稅ヲ拂フノ義務アル者ハ則チ其政府ノ事ヲ與知可否スルノ權理ヲ有ス是レ天下ノ通論ニシテ又喋々臣等ノ之ヲ贅言スルヲ待タサル者ナリ……』

今民撰議院ヲ立ルノ議ヲ拒ム者曰ク我民不學無識未タ開明ノ域ニ進マス故ニ今日民撰議院ヲ立ツル尙應サニ早カルヘシト臣等以爲ラク若シ果シテ眞ニ其謂フ所ノ如キカ則チ之ヲシテ學且智而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道即チ民撰議院ヲ立ツルニ在リ何トナレハ則チ今日我人民ヲシテ、學且智ニ開明ノ域ニ進マシメントスルハ先ツ其通義權理ヲ保有セシメ之ヲシテ自尊自重天下ト憂樂ヲ共ニスルノ義象ヲ起サシメ之ヲシテ天下ノ事ニ與ラシムルニ在リ
且ツ夫レ政府ノ職其宜シク奉シテ以テ目的トナスヘキ者ハ人民ヲシテ進歩スルヲ得セシムルニ在リ……夫レ政府ノ強キ者何ヲ以テカ之ヲ致スヤ天下人民皆同心ナレハナリ……
臣等既ニ已ニ今日我國民撰議院ヲ立テスンハアルヘカラサル所以及ヒ今日我國人民進歩メ度能クスノ議院ヲ立ツルニ堪ユルコトヲ辯論スル者ハ則チ有志ノ之ヲ拒ム者ヲシテロヲ藉スル所ナカラシメントニアラススノ議院ヲ立ツル者ハ天下ノ眞論ヲ伸張シ人民ノ公論通義ヲ立テ天下ノ元氣ヲ鼓舞シ以テ上下親近シ君臣相愛シ我帝國ヲ維持振起シ幸福安全ヲ保護センコトヲ欲シテナリ請フ幸ニ之ヲ擇ヒ給ハシコトヲ』ど。

この建白書が當時最も代表的の新聞「日眞新事誌」上に掲載されたので、士族間に一

大注意を喚起した。然しあつた封建制度を脱出しなかつた當時のこととて、凡そ意義を持つものは武力であつたから、武力的背景を伴はぬ、土・肥の民撰議院設立の建白といふ言論的反薩・長藩閥專制政府の一矢は遂に廟堂を動かすに足らなかつた。在朝者より觀れば、民撰議院設立論などは不平士族の煽動策に過ぎずとなし、武力を基礎とせぬこの反政府運動に内心密かに安堵の思ひを致したのであつた。事實、後年「憲政の神」と尊ばれた板垣退助も明治初年頃には『極端なる階論級者なり、朝命に依り華士卒の三級に定められし時、伯は實に高知藩の執政職にあり権利同列を壓せり。當時伯は大に不平を鳴し、遂に高知藩に於て士族を九等に分かてり……此の時に當り伯が腦裡は些の自由平等なし、六年西郷辭職の後、伯等亦相續て職を去り、民選議院創立の建白あり(筆者は今吉澤氏)一轉して、ルーソーの民約論と成り、スペンサーの社會平權となり、その勢火の原を燎が如し』(尾佐竹猛「日本憲政史」一五三頁。原文は「谷千城遺稿」下巻、六九五頁以下。原文は)とあるが如く、必ずしも民權論者ではなかつたのである。寧ろ、板垣等は『薩長兩藩の勢力に對する均衡を獲得せんと欲するより、其の必要に驅

られて』(植村正久「植村全集」第七卷、五七七頁又は「植村正久文集」岩波文庫版)一〇五頁。)薩・長藩閥有司專制政府打倒の運動を從來の武力の代りに民議輿論の手段に出たものである。即ち民撰議院論も一種の藩閥打倒のための藩閥思想に外ならぬとの見解も成立つのである。故に如何に板垣の民權論が『小室古澤之英語をきゝかじりおかしき事を申候と私笑いたし候』(「日本憲政史」一五三頁。原文は明治允文書第六、五三頁以下。)といふ程度のものであつたとしても、それは問題ではない。反政府運動が武力に據らず、言論を背景としたところに、假令その初期は土・肥的士族中心論であつたとしても、將來武力的反政府運動の敗退した後々までも、この士族的民撰議院論が土佐藩閥を脱却して庶民階級に浸潤して行く可能性が充分に胚胎してゐたのである。

板垣等の反政府運動としての民撰議院設立建白のことは歸國中の西郷にも傳へられたが、西郷は板垣の使者林有造に對して『御建白の趣は至極當然の儀と存候然れども天下の事は獨り議論のみにては行はるべからざるものと存じ候へば僕等は先づ腕力を用ひて、然る後此事成るべしと存候』(原文は「明治政史」第七編)と答へたといふ。これによつても

征韓論の本質と征韓派參議の敗退の眞相を窺ふことが出来る。西郷等が撃て武力を以て反政府行動を起すべき意圖は既にこの會談のうちに秘められてゐたのであらう。

民撰議院論にいち早く反駁^{はんばく}を加へたのは宮内省四等出仕で明六社員の加藤弘之であつた。彼の論據は『天下ノ公議ヲ張ル苟クモ有志者ノ切ニ望ム所ナリ。蓋シ國家治安ノ基礎ヲ固ウスル公議ヲ張ルヨリ善キハナシ。然ルニ其ノ間ニ一難事ナキ能ハズ。何ヲカ難事ト云フ。即チ公議必シモ至論明説ナラザルヲ云フナリ』とて我が國の文明開化の程度の低きを説き、更に『吾邦人方今漸ク文化ニ向フト雖モ農商ニ至リテハ多クハ猶依然タル昔時ノ農商ニシテ無智不學自ラ甘ジ敢テ振起スルヲ求ムルニ至ラズ。唯ダ士族ニ至リテハ大ニ之ヲ憂フルガ如シト雖モ然ルモ稍事理ヲ解スル者ハ恐ラクハ僅々ノミ』（『明治文化全集』第四卷、三六八）と論を進めてゐる。彼によれば民撰議院は當時の日本に於ては時機尚早、先づ憲法の制定より始むべしとの主張である。

然るに民撰議院派の論駁^{ろんばく}は『今夫レス議院ヲ立ツルモ亦遽カニ人民其ノ名代人ヲ擇ブ

ノ權利ヲ一般ニセント云フニハ非ズ。士族及ビ豪家ノ農商等ヲシテ獨リ姑ラク此ノ權利ヲ保有シ得セシメン而已。是ノ士族農商等ハ即チ前日彼ノ首唱ノ義士、維新ノ功臣ヲ出セシ者ナリ』（『明治文化全集』第四卷、三七三頁）といふのであつて、始めより士族的民權論の積りであつた。されば明治八年愛國社が設立せられた頃『當時會合の志士、總員僅に數十名を出です、封建の余習、猶ほ一般の民心を腐蝕し政府の權威を視る宛かも鬼神の如く自由を説き、民權を唱ふるを以て亂賊の行爲と信じ、一般の弊風偏に之を忌避するを免れざりしなり、故を以て盟に會する者、絶えて富豪縉紳の徒なく、一劍單身、唯だ赤誠を國に許すの徒ありしのみ』（『自由黨史』上、一八一頁）といふ實情で、明治十一年九月の愛國社再興の議を決した大阪の會合にさへ『來會せしものは土州を始め唯た士族社會のみにして、未だ平民の隻影をも見る能はさりし』（『明治政史』第十一編、『明治文化全集』第二卷、三〇五頁）有様であつた。これに依つて見れば、所謂士族民權論が薩・長藩閥專制政府にとりては『近頃頻リニ道路ノ說ヲ聞クニ失意ノ舊官吏不平ノ士族等々・・・黨類ヲ結合シ名ヲ民權ニ假託シテ衆庶ヲ煽動シ政府ヲ誹議シ漫ニ政體ヲ變革

セント謀ル者アリ」(平塚篤「伊藤博文」)とて危険視されたのも無理からぬことであつた。

板垣等は民撰議院設立の建白を上書した頃、愛國公黨を設立して同志を集め、政治運動を開始することになつた。愛國公黨本誓に曰く、

『一天ノ斯民ヲ生スルヤ之ニ付與スルニ一定動カスヘカラサルノ通義權理ヲ以テス。斯ノ通義權理ナル者ハ天ノ均ク以テ人民ニ賜フ所ノ者ニシテ人力ノ以テ移奪スルヲ得サル者ナリ。……我國數百年來封建武斷ノ制其ノ民ヲ奴隸ニセシ余弊未タ全ク剣除セサルヲヤ。苟モ是ニ由テ改メサレハ我國威ヲ揚ケ我國人ノ富ヲ欲スルモ豈得可ンヤ。……乃チ同志ノ士ト相誓ヒ以テ我人民ノ通義權理ヲ主張シ以テ其天賜ヲ保全セント欲ス即チ君ヲ愛シ國ヲ愛スルノ道ナリ。』

一我輩已ニ愛君愛國一片至誠ノ上ヨリ發憤シ來リテ斯ノ人民ノ通義權理ヲ主張保全セント欲ス。然ルニ之ヲ爲スノ道即我 天皇陛下御誓文ノ旨趣ヲ造次顛沛徹上徹下唯タスノ公論公議ヲ以テシ常ニ盟約ノ旨意ヲ遵守スルニ在ルノミ

一我輩ノ斯ノ政府ヲ視ルコト斯人民ノ爲メ設クル所ノ政府ト看做スヨリ他ナカルヘシ。而シテ吾黨ノ目的ハ唯タ斯ノ人民ノ通義權理ヲ保全主張シ以テ斯ノ人民ヲシテ自主自由獨立不羈ノ

人民タルヲ得セシムルニ在ル而已。是則チ其君主人民ノ間融然一體ナラシメ其禍福緩急ヲ分チ以テ我日本帝國ヲ維持昌盛ナラシムルノ道ナリ。」(明治政史「第八編、明治文化」全集第七卷、一二四頁以下。)

板垣等が彼等の政事結社を殊更に愛國公黨と命名した理由は舊幕時代の「私黨」や「徒黨」と言へば謀叛の意味に解せられてゐたから、明治政府によつて徒黨と混同されないためであつた。(板垣退助「我國憲政ノ由來」(明治政治經濟史論)八六一七頁)然しこの政事結社は必ずしも期待せる結果を招來しなかつたので、板垣は明治七年三月歸國して翌月立志社を創立し、土佐を根據として民權運動の基礎を鞏固にせんとした。

その後、明治八年二月、愛國社が土佐の立志社と阿波の自助社との協力に依り、廣く全國の有志を召集して組織された。この組織によつて全國に散在する民權家を一應全國的に統一せんとする企圖であつたが、來會する者は主として關西以南の士族に限られた觀があつた。この愛國社の本部は東京に置かれ、黨員は「絶ヘテ富豪縉紳ナク、一劍タダ赤誠ヲ國ニ許ス士族ノ階級ノミ」であつた。斯様な次第で「維持ノ資金ニ乏シク、幾ク

モナクシテ之ヲ解散スルノ已ムナキニ至」(板垣退助「前出」一九〇頁。)つたが、この外、明治八年大阪會議の結果板垣自身が入閣したことと黨自體の成長を一時阻止した。民撰議院設立運動は憲政への輿論喚起の糸口とはなつたが、それが直接具體的結果を齎さなかつた。大阪會議で入閣の條件とした木戸、板垣が憲政的施設を爲すに至つて始めて憲政論は民權論の方向へ進むのであつた。(日本憲政史「一〇三頁。」)

第二項 大阪會議とその後の民權運動

明治政府は征韓論によつて西郷、板垣等の五參議を失ひ、更に西郷を起用せんとして企圖した臺灣遠征が彼を動かすに足らず、却つて木戸を失つた。今や維新の功臣西郷、木戸、板垣みな國許に在り、廟堂の權威稍輕き觀を呈した。

征臺役の圓滿解決を得て歸朝した大久保は、明治維新の大業は薩・長の合力に依つて始められ、薩・長の協力に依つて完成されねばならぬとの信念であつたから、如何にして木

戸を起用すべきかを苦慮した。始め大久保は自ら山口に赴き木戸に面談して彼を廟堂に起ししめる積りで、この事を伊藤博文に諮はかつた。然るに伊藤は『閣下自から山口に往くは政府の威重を示す所にあらず』(伊藤博文秘錄「二二頁以下、德富猪一郎「大久保甲東先生」三六五頁以下。」)として木戸を大阪に來らしめ、そこで大久保と會見することを勧めた。大久保が賜暇を得て湯治の名目で大阪の五代友厚宅に着いたのは明治七年十一月二十六日のことであつた。木戸は八年正月四日神戸着。ここに所謂大阪會議が始まるのである。數回に亘り大久保は意中を木戸に吐露したが『兎角旨趣洞徹致兼』(明治八年一月十一日、大久保より伊藤博文へ)の書翰「大久保利通文書」第六、二四七頁。ね、木戸は容易に動かなかつた。大久保は『誠意貫徹せざるに於ては、足下を煩はすべしと』(大久保甲東先生「同上書」二三六頁。原文は平塚篤「伊藤博文秘錄」二二頁。)の約諾があつたので、伊藤の西下を需めることになつた。

伊藤は西下に際し、木戸は元來主張のある政治家であるから、彼を蹶起させるには、その主張と合致する政綱を豫め草案するに如かずと思つた。即ち元老院を設置して之を立法府とし、他日國會開設の準備とすること、大審院を設置して司法權の獨立を期すること

と、地方官會議を開設すること、内閣と各省とを分離して行政上の責任を明かにすることの四條である。伊藤は二十三日大久保を訪ひ、この政綱に賛成を得、更に木戸に面談して之を示した。木戸はその政綱に賛して愈々蹶起することになった。

この頃、大阪に先收社を經營してゐた井上馨は木戸・板垣の兩人を起すことに努力した。彼は板垣の門下、小室、岡本などと親交があり、この際板垣をも起用して明治政府の基礎を鞏固にせんとしたのであつた。時偶々板垣は大阪に有志大會を開催して愛國社の結成を意圖してゐた。一方に於て木戸・大久保の會合交渉が進捗中、他方に於ては木戸・板垣の會合も並行してゐたのである。この木戸・板垣の交渉は固より大久保の知るところではなかつた。木戸と板垣は共に立憲政治の主張者であつたが、前者は漸進主義者、後者は急進主義者である。初め板垣は民撰議院の急設を切論したが、木戸は「多少考按中異同ありと雖も大様余の意見と相合す」（明治八年一月三十日「木戸」〔孝允日記〕第三、一四六頁）とて、國會開設に至る順序の相違を認むるのみであつた。木戸は元老院と地方官會議を以て民撰議院開設の順路としたのである。

茲に於て二月十一日、木戸は大久保と板垣を招き二人を引き合せた。木戸日記に「一

昨年十月政府兩端に分れしより大久保板垣は始て面會せしなり議論兩端と雖も交際の道は不可絶依て余爲前途此招介をなせり」（「木戸」〔孝允日記〕第三、一五二頁。明治八年二月十一日）とあり、征韓論以來の政敵大久保と板垣とは木戸の漸進的民權主義に於て妥協點けうてんを發見したのである。かくて木戸・板垣は夫々上京し、前者は三月八日に、後者は十二日に參議に任せられた。次で木戸・板垣に大久保、伊藤を加へた四參議は政體取調委員として、大阪會議の協定案に基づく制度改革に着手した。二十八日成案を上奏したが、それは大阪會議に於ける木戸の意見その儘であつた。越えて四月十四日詔勅が渙發くわんぱつせられ、

「朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立て」
〔日本憲政史〕一〇九頁。又は「明治政史」第二卷、二五六頁。八編〔明治文化全集〕

詔勅に基づき從來の左院、右院を廢し、元老院を上院に、地方官會議を下院に擬し、更に大審院を開設して司法權を行政權より獨立させることになった。ここに始めて、表面上三權獨立の形式をとるに至つた。當時の新聞に『吾曹が之を實際にトせんと欲したる所なり』（東京日日新聞明治八年四月十五日號）とある如く、民撰議院論は知識階級の歓迎する所であつた。然して大阪會議は板垣等の民權運動の一つの具體化でもあつたのである。

明治八年五月、前記の詔勅を體して、全國府縣知事、縣令を東京に召集し、淺草本願寺を議場として、天皇の親臨を仰ぎ、第一回地方長官會議は開催された。議事は道路堤防橋梁の事、地方警察の事、地方民會の事、貧民救助方法の事、小學校設立及保護の事であつた。就中、最も重要なのは民會の件であつた。この頃、十三縣の傍聽人は七月六日、銀座の幸福安全社に集り『某輩等ノ尤モ矚目渴望スル所ハ御垂問五事内ニ於テ只民會ヲ開クノ一事ニ在リ、是一般人民モ亦齊ク矚目シテ某輩等ノ歸村ヲ待ツ所ナリ。何トナレハ國家憲法コレヨリ以テ確立スヘク、人民權利コレヨリ以テ振起スヘシ』（明治政史第八編明治文化全集第二卷二六七頁）と建白書を元老院に呈した。由て地方官會議はこの要請をとり上げ、先づ地方民會は公選議員とすべきか、姑らく區長戸長を以て議員とすべきかを議した。採決の結果、區長會を可とする者四十一名。公選民會を可とする者二十一名。依つて多數決を以て區長より成る府縣會區會を開くことになつた。（明治政史第八編明治文化全集第二卷二六七頁）

この第一回地方官會議に於て地方民會の問題が重要視せられ、また偶々傍聽の席にあつた地方民權論者の畫策するところとなり、一應區長をして「民意」を代表せしむるところとなつたのを見れば、板垣等の民權論が局部的であつたにせよ、地方有志の間に共鳴者を持つてゐたことを間接に物語るものである。之れに依つて觀れば、民權論は量的以上に、當時の政治的指導精神としての地位を占めてゐたことを充分察知し得るのである。

然るに半歳にして板垣は政見の相違及びその他の事情で廟堂を去り、木戸また意の如くならず、明治九年内閣顧問の閑職に就いたので、一時廟堂の推進力たりし國會開設

論も再び在野の聲と化し果てた。當時武力的反政府運動各地に猛威を極め、熊本、秋月萩の諸亂續發し、明治十年には西郷等の叛亂あり、他方農作物の不作、地租改正に對する憤懣による百姓一揆など蜂起し、中央政府は益々集權化を強化するに至つた。かくして西南戰役終了頃迄の民權論も多くは士族間に限られ、大凡明治十二、三年に至つて始めて「平民民權」の域に達するを得たのである。(鈴木安藏「自由民權」・憲法發布九三頁)

これを要するに、士族的民撰議院論の直接の動因は征韓論破裂による土・肥の頽勢挽回策として考案されたもので、從來の薩・長藩閥政府の專制化を控制するための藩閥思想であつた。然し觀點を轉すれば、この民撰議院論も亦幕末當時の尊皇論の流れを酌むものである。即ち、幕府の掌握する政權は畏れ多くも親政の實を奪ひ奉つた結果であるから、政權は朝廷へ奉還すべきものであるといふ尊皇論が、征韓論直後の有司專制は維新の理想である親政を阻み、國內の秕政、財政の窮迫は皆藩閥政治の致す所である。由て有司專制は打倒せねばならぬといふ尊皇論と化したのであつた。板垣等の民權論は一見民

主主義の如く見えたが、その目的は寧ろ「我帝國ヲシテ歐米諸國ト對峙屹立セシメント欲スルニ在リ」(明治政史「明治文化」全集第二卷、三〇五頁)といふ富國強兵策であつて、これが具現として先づ人民に天賦の權利たる參政權を與へ、以て國事に參與せしめようとするのである。明治初期に於ける外交不振も有司專制の致す所で、國威伸張は實に人民をして政治に參與せしむることにありとの主張であつた。

斯く觀じ来れば、倒幕運動が尊皇攘夷の顯れであつた如く、維新直後の征韓論も尊皇攘夷の表面化であり、板垣等の民權論も同様に尊皇攘夷論であつたのである。(三宅雄二郎「明治思想史」(岩波講座教育科學)第十一號、八頁以下参照。)實に富國強兵は尊皇攘夷の外貌にして封建的武力主義者たると藩閥的中央集權論者たると、士族的民權論者たるとを問はず、明治前期に於ける全國的の時代精神であり、なほ、それは日清・日露の兩戰役を経て今日に至るまでの終始一貫せる國民的感情に外ならないのである。

第五章 結論

明治維新は封建制度の全面的否定である、抑々封建制度はその基礎を政治的には諸侯の土地人民の私有化に、社會的には職業的身分階級の世襲化に、經濟的には百姓の土地隸屬化に置いておた。この徳川中心的封建制度は武力警察政治と鎮國に依つて強化されたのである。然し一度徳川的平和が確立されると共に武力警察の任に當る武士階級その者が封建的遊民と化し、漸次階級的に變質して行くやうになり、封建制度維持の重要な役割を演すべき參觀交代^{さんきんかうたい}も實は封建制度を崩壊する貨幣經濟を助成したのである。かくの如く封建制度は組織の内部より崩壊すべかりしもので事實既に崩壊への道を辿りつゝあつたが、この速度を早めたのは歐米諸國の東漸^{とうせん}によつて封建制度の一角を成す鎮國が

維持し難くなつたことであつた。徳川幕府は西洋諸國の資本主義的帝國主義に抗し得ず、遂に勅許を仰がずして不平等條約を締結した。これがいたく當時憂國の士を蹶起させたのである。即ち幕府の弱體を以てしては日本國を維持することが出來ぬ、我に屈辱的開國を迫つた西洋諸國^はを攘ふには先づ政權を朝廷に返上し、天皇親政の下に富國強兵の實を擧げんとする尊皇攘夷論は尊皇倒幕、鎮國攘夷などの諸勢力と結合して複雜化して行くのであつた。かくて幕府瓦解が不可避的となるに及んで薩・長の武力主義者を控制せる土佐の公議輿論派の畫策に依り遂に幕府は大政を朝廷に奉還するに至つたのである。

由來大政奉還は封建制度の瓦解であるから當然版籍奉還と廢藩置縣とを同時に斷行すべきものであつたが、兵力と財力の備へなき朝廷は實力を有し給はず、幕府をしてその實權を返上せしむることが出來なかつた。ここに於て封建的藩力を用ひて始めて徳川の實權は朝廷に收められたのである。封建制度の根幹たる幕府の瓦解は之れに連なる藩と武士階級をも否定すべきものであつた。實に明治維新は封建制度を倒解^{とうかい}して、之れに代

ふるに近代的中央集権國家の建設を以てすることであつた。これは内政にあつては政權、兵權、財權を凡て朝廷へ收めて富國強兵の充實を圖り、外政にあつては不平等條約の改正及び邊境をわが統治下に置くことによつて西洋諸國と肩比することを使命としたのであつた。

然るに討幕のために封建諸藩の實力を總動員せることが、後日明治政府の集権化の過程に於て複雜微妙なる情勢を生じ、やがて復古的反政府運動を醸成するに至つた。討幕直後、維新政府の直面した問題は藩主と藩士の政治的方向の是正にあつた。明治二年の版籍奉還により藩主は形式上、一應維新政府の地方行政官となり、藩主對藩士の封建的主従關係は中斷せられる端緒となつた。明治四年の廢藩置縣は藩知事を被免し、之れを東京府に貫屬せしめ、舊藩主對舊藩士の封建的主従關係を名實共に遮断するに至つた。封建制度の否定は當然武力的警察制度をも否定すべきもので、明治五年の徵兵令こそは實に維新の勢力たる藩士の否定であつた。明治六年の地租改正は維新政府の財源確立と士族論

階級の土地支配權の否認を意味した。また中央政府の財源確立の消極的方面は士族の俸祿の廢止にあつた。明治三年の藩制改革以來明治九年の金祿公債證書發行に至る期間に於て士族の經濟的基礎は次第に失はれて行くのである。換言すれば、明治維新の殊勳者たる士族は維新政府の中央集権化の過程に於て漸次封建的根據を失ひ、しゃくもんしゃ封建的特權階級より顛落して庶民階級に收容せらるべき豫定されてゐたのである。凡そ犠牲を供せずして劃期的大業の成就は期すべくもない。明治維新は實に武士階級の自己否定といふ深刻なる犠牲に依つて實現せられたものである。

征韓論は政權より落伍せる四十萬士族の封建的政權獲得運動の現れで、彼等は武力を以て朝鮮を攘はひ、以て國威を外に張らんとする舊幕以來の尊皇攘夷論者であつた。征韓論はまた大政奉還より廢藩置縣に至る薩・長・土・肥の藩的背景を基礎とする明治政府内部に於ける勢力均衡再調整の表面化でもあつた。更に、副島種臣の如く强硬外交主義に依つて支那朝鮮と平等條約を締結し、以て西洋諸國との屈辱的條約の改正期を早めん

とする外交政策の具體化でもあつた。かくの如く征韓論者の目的とするところ同じからす、従つて彼等の歩調も亂れ勝ちであつたのである。」

「然るに非征韓派参議は明治初年より廟堂に在つた中央集権主義者で、彼等は條約國を歴訪して條約改正の至難なる所以を覺り、之が實現は國力の充實に依るより外に道なきことを知つた。また歐米先進資本主義國の富國強兵は内政の充實と產業立國に據るところ深遠なるものを認識した。彼等が非征韓の根柢も外遊中に於ける體驗によるところ極めて多いものがあつた。然し彼等とて征韓論絕對反対ではなく、國力を充實して然る後に征韓を斷行すべしといふ主張であつたのである。」

征韓派参議が廟堂を去ると共に政府は大久保を中心とする薩・長協力專制化を圖つた。明治維新は薩・長の協力に依つて始められたが、彼等は薩・長の協力によつて明治政府の中央集権化を富國強兵的に強化することが日本をして先きに實力を以て開國を迫つた條約諸國と肩比對峙させ、舊幕以來の不平等條約を改正させ、國威を外に張らせるもの

として一路集権化へ邁進した。彼等と雖も攘夷論者であつたのである。

征韓派参議は敗退して、その一半は封建的藩力を恃んで武力的反政府運動を起したが、西南戰爭を最後として悉く自滅した。然るに他の一半は土・肥的士族民權論を以て薩・長藩閥政府の控制を期したが、武力に依らざる所に転て平民民權にまで伸展して行く可能性が濃厚であつた。即ち國民に參政權を賦與することに依つて國力充實の基礎となし、富國強兵以て西洋諸國と對峙せんとしたのである。この民權運動が國會開設當時、條約改正を繞つて活躍したことは幕末の尊皇攘夷論の現れとして記憶すべきものであるかくの如く、復古主義者、武力主義者、中央集権主義者、民權主義者の別を問はず、富國強兵と條約改正こそは明治時代を通じて、全國民を支配したところの時代的神精神であり、また國民的感情でもあつたのだ。只彼等の立場により富國強兵の方策も自ら相違したに過ぎない。然してこの富國強兵の根柢をなすものは實に幕末以來の西洋列強の實力主義に對應せる攘夷論であつたが、ある意味に於てこの精神は今なほ存續してゐる。

本論文作成に當り参考に供せし資料

- 一 德川幕府以前**
- 萩野由之「日本史講話」
黒板勝美「國史概論」
白柳秀湖「日本民族論」
白柳秀湖「民族日本歴史」
「綜合日本史大系」
辻善之助「増訂海外交通史話」
徳富猪一郎「近世日本國民史」
吉田東伍「倒叙日本史」
- 二 德川幕府末期**
- 維新史料編纂事務局「大日本維新史料」
福地源一郎「幕府衰亡論」
井野邊茂雄「明治維新史」
蜷川新「續維新前後の政事と小栗上野」
尾佐竹猛「幕末維新の人物」
白柳秀湖「民族日本歴史」
「綜合日本史大系」
- 竹越與三郎「日本經濟史」
辻善之助「増訂海外交通史話」
徳富猪一郎「近世日本國民史」
川島元次郎「徳川初期の海外貿易家」
村上直次郎譯「出島蘭館日誌」
「異國叢書」
吉田東伍「倒叙日本史」
- 日本歴史地理學會「日本農民史」
野村兼太郎「徳川時代の社會經濟思想概論」
猪谷善一「明治維新經濟史」
本庄榮治郎「日本社會經濟史」
本庄榮治郎「明治維新經濟史研究」
吳文炳「江戸社會史」
白柳秀湖「日本經濟革命史」
瀧川政次郎「日本社會史」
土屋喬雄「封建社會崩壊の過程」

- 参考資料**
- 土屋喬雄「日本經濟史概要」
林子平「海國兵談」
「平田篤胤集」(「大日本思想全集」第十卷)
「本多利明集」(「近世社會經濟學說大系」)
巖本善治「海舟日記」
佐藤信淵「宇内混同祕策」(「日本國粹全書」第十九輯)
「橋本景岳全集」
「吉田松陰全集」
「法令全書」附錄「慶應以前之條約」
外務省記錄局「改訂締盟各國條約彙纂」
勝安芳「開國起原」(「海舟全集」收錄)
「大日本古文書・幕末外國關係文書」五、十五、十八、十九
澁本誠一・向井鹿松「日本產業資料大系」第十卷。
森谷秀亮「條約改正」(「岩波講座日本歴史」第八卷)
「最近世」(一)、(二)
日獨文化協會譯「第一回獨逸遣日使節日本滯在記」
安藤德器譯「英米佛蘭聯合艦隊幕末海戰記」

三 明治維新期以降
「綜合日本史大系・明治時代史」

國家學會「明治憲政經濟史論」

参考資料

- 尾佐竹猛「維新前後に於ける立憲思想」
 尾佐竹猛「日本憲政史」
 鈴木安藏「自由民權・憲政發布」
 深谷博治「初期議會・條約改正」
 早稻田大學講演部「明治維新的全貌」
 「明治財政史」
 マイエット「日本農民ノ疲弊及其救治策」
 木村靖二「農民騒動史」
 小野武夫「維新農民蜂起譚」
 土屋喬雄・小野道雄「近世日本農村經濟史論」
 土屋喬雄・小野道雄「明治初年農民騒擾錄」
 我妻東策「明治前期農政史の諸問題」
 吉川秀造「士族授産の研究」
 中山太郎「賣笑三千年史」
 加田哲二「明治初期社會思想の研究」
 加田哲二「維新以後の社會經濟思想概論」
 高橋龜吉「明治維新經濟史」
 土屋喬雄「續日本經濟史概要」
 土屋喬雄「日本資本主義史上の指導者たち」
 「改訂肥後藩國事史料」
 「開國五十年史」
 「大日本外交文書」
 久米邦武「特命全權大使米歐回覽實記」
 男爵山川浩遺稿「京都守護職始末」
 「廣澤眞臣日記」
 「法令全書」
 「公議所日誌」
 「太政官日誌」
 「法令全書」
 「丁卯日記」
 「戊辰日記」
 「逸事史補」(「松平春嶽全集」第一卷)
 「木戸孝允日記」
 「木戸孝允文書」
 「大久保利通日記」
 「大久保利通文書」
 「岩倉具視關係文書」
 「岩倉公實記」(昭和二年版)
 「大隈重信關係文書」
 渡邊幾次郎「文書より觀たる大隈重信侯」
 德富猪一郎「公爵山縣有朋傳」
 三岡丈夫「由利公正傳」
 田中惣五郎「大村益次郎」
 加藤房藏「伯爵平田東助傳」
 「世外井上侯傳」
 「福翁自傳」
 高橋重治「濫澤榮一自叙傳」
 幸田露伴「濫澤榮一傳」
 的野牛介「江藤南白」
 雜賀博愛「大江天也傳記」
 佐波亘「植村正久と其の時代」
 昭和十四年七月號より「文藝春秋」に連載せられた
 る伯爵牧野伸顯談、後「松濤閑談」として刊行。
 「ウイリアム・クリフイス君明治維新當時の懷古談」
 林董「後は昔の記」
 伯爵東久世通禧「竹亭回顧錄維新前後」
 「觀樹將軍回顧錄」
 島内登志衛「谷千城遺稿」
 津田茂麿「佐佐木老侯昔日談」
 船越衛「明治維新の際に於ける朝鮮論」
 佐田白茅「征韓論の舊夢談」
 「西郷隆盛文書」
 「大西郷全集」
 「三條實美年譜」
 「佐々木高行日記」
 濱邊正彦譯「ベルツの日記」
 「幕末明治新聞全集」
 「新聞集成・明治編年史」
 平塚篤「伊藤博文秘錄」(正・續)
 李松謙澄「孝子伊藤公」
 小松綠「伊藤公直話」
 小松綠「伊藤公全集」
 藤田孫彌「大久保利通傳」
 德富猪一郎「大久保甲東先生」
 田中惣五郎「大久保利通」
 妻木忠太「松菊木戸公傳」
 德富猪一郎「木戸松菊先生」
 田中惣五郎「指導者としての西郷南洲」
 德富猪一郎「西郷南洲先生」
 德富猪一郎「岩倉具視公」
 圓城寺清「大隈伯昔日譚」
 松枝保二「大隈侯昔日譚」
 相馬由也「早稻田清話」

参考資料

- 佐田白茅「征韓評論」
煙山專太郎「征韓論實相」
小林雄七郎「薩長土肥」
宮島誠一郎「朝鮮遣使閣議分裂始末」
「軍人訓説」
「陸軍省沿革史」
加藤弘之「武官ノ恭順」
松下芳男「明治軍事史論」
三宅雪嶺「明治思想史」
陸奥宗光「蹇蹇錄」(岩波文庫版)
井野邊茂雄「王政復古と文武兩派の軋轢」
長谷川如是閑「明治維新以後に於ける文武の關係」
森谷秀亮「征韓論の分裂」
「福澤諭吉全集」
植村正久「植村全集」第七、第八卷。
齊藤勇「植村正久文集」
田口卯吉「日本開化小史」
鳥尾小彌太「時事談」
尾佐竹猛「明治文化叢書」
「明治文化」
「新舊時代」
「明治文化研究」

「明治文化研究論叢」
「明治文化發祥記念誌」
「明治文化の記念と批判」
朝日新聞社「日本外交祕錄」

四 雜 文 稿

- Adams, F. O., *The History of Japan*.
Alcock, Sir Rutherford, *The Capital of the Tycoon*.
Ballagh, Margaret Tate Kinnear, *Glimpses of Old Japan, 1861—1866*.
Black, J. R., *Young Japan*.
Brinkley, Capt. F., *A History of the Japanese People*.
Cosenza, E., *The Complete Journal of Townsend Harris*.
Crow, A. H., *Higways and Byways in Japan*.
Dickins, F. V., *The Life of Sir Harry Parkes*, vol. ii.
Gowen, H. H., *An Outline History of Japan*.
Griffs, W. E., *Matthew Calbraith Perry; A Typical American Naval Officer*.

参考資料

- Griffs, W. E., *The Mikado's Empire*.
Griffs, W. E., *The Rutgers Graduates in Japan*.
Griffs, W. E., *Townsend Harris: First American Envoy in Japan*.
Griffs, W. E., *Verbeck of Japan*.
Gubbins, J. H., *The Making of Modern Japan*.
Gubbins, J. H., *The Progress of Japan*.
Hawkes, F. L., *Narrative of an American Squadron to the China Seas and Japan*. Vol. i.
Heco, J., *The Narrative of a Japanese*. Vol. ii.
Hildreth, Richard, *Japan as it was and is*. Japanese edition.
Hodgson, C. P., *A Residence at Nagasaki and Hakodate in 1859—1860*.
Kaempfer, *The History of Japan*. 1906 edition.
Lamman, Charles, *The Japonese in America*, re-edited by Okamura, K., under the title
- 参考書**
- Longford, Joseph H., *The Evolution of New Japan*.
Luben, B. M., *American Influence in Early Modern Japanese Education*.
Murakami, N., *Diary of Richard Cocks: Cape-merchant in the English Factory in Japan 1615—1622*.
. Murakami and Murakawa, *Letters written by the English Residents in Japan, 1611—1628*.
Murdoch, J., *A History of Japan*.
Nitobe, Inazo, *The Intercourse between the United States and Japan*.
Oliphant, I., *Lord Elgin's Mission to China and Japan*.
Paske-Smith, M., *Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days, 1603—1868*.
Ritter, H., *A History of Protestant Missions in Japan*.
Ryder, S. W., *A Historical Source Book of*

the Japanese Mission of the Reformed Church in America.

Sansom, G. B., *Japan: A Short Cultural History.*

Satow, Sir Ernest M., *A Diplomat in Japan.*

Treat, Payson J., *Diplomatic Relations between the United States and Japan.* 1932.

Verbeck, G. F., *History of Protestant Missions in Japan.*

Wildes, H. E., *Aliens in the East.*

Williams, F. W., *The Life and Letters of Samuel Wells Williams, LL.D.*

Williams, S. W. "A Journal of the Perry Expedition to Japan, 1853—1854," in the *Transactions of the Asiatic Society of Japan*, vol. xxxvii. Part ii.

Transactions of the Asiatic Society of Japan.
Japan Weekly Mail.

征韓論の眞相と其の影響

第11回 秋月左都夫

序說

單に「朝鮮征伐」と云へば、文祿の役たる事は、誰も心得てゐる。即ち秀吉の朝鮮征伐の事である。朝鮮征伐は、日本歴史の固有名詞となつてゐる。

征韓論も亦それに似てゐる。少くも、明治政治史上の固有名詞となつてゐる。征韓論と云へば、直に西郷隆盛たからむりを想ひ出し、大久保利通おほくとしのぶが聯想される。夫は西郷が參議として朝鮮問題に關係した事である。西郷は疾うから朝鮮に就いて考へてゐたに相違ないけれども、其職掌しょくしゃうとして關係したのは、明治六年六月十二日、朝鮮問題が閣議（當時は朝議と云つたが、解り易いやうに現今之稱を用ひた、以下此類多し）に上つた時に始まつて、同年十月廿五日西郷が參議兼近衛都督を免せらるゝ旨の辭令が下つた時に終を告げた。

今は順序として、先づ六年六月迄の朝鮮問題の経過を叙べねばならぬ。

筆者秋月左都夫氏は本年八十四歳、明治外交史に名をとゞめる外交界の古老である、宮崎縣士族として生れ、明治十七年司法省法學校卒業後、外務省留学生としてベルギー、ドイツに留學、領事館、公使館書記官、特命全權公使として、スエーデン、ノルウェー、ベルギーに駐劄、明治四十二年特命全權大使に親任せられた、大正九年ヴエルサイユ講和會議に使し歸來、宮内省御用掛ごようかくをつとめ、その業績は顯著なものがあつた。

今は第一線を退き、讀書を唯一の趣味として世田ヶ谷、豪徳寺境内の自邸に懶々自適してゐる。

六年六月迄の朝鮮問題の経過

明治元年三月廿三日、對馬藩主宗義達に左の御沙汰書が下つた。

宗　對　馬　守

今般王政御一新、總て外國御交際の儀、朝廷に於て御取扱ひ在らせられ候に付ては、朝鮮國の儀は古より來往の國柄、益々御威信を立てさせられ候御旨趣に付、是迄の通り兩國交通を掌り候様、家役に命ぜられ候。朝鮮國に對する御用筋取扱ひ候節は、外國事務補の心得を以て相勤むべく候條仰せ附けられ、尤も御國威相立ち候様盡力致すべく御沙汰候事

但し王政御一新の折柄、海外の儀、別けて厚く相心得、舊弊等一洗致し、屹度御奉公これ有るべく候事

○――○――○――○――○

宗　對　馬　守

過經の題問鮮朝の迄月六年六
今般幕府を廢せられ、王政御一新、萬機御宸斷を以て仰せ出だされ候に付ては、今後朝鮮御取扱の事件等、總て朝廷より仰せ出ださるべく候條、此旨朝鮮國へ相達すべく御沙汰候事
之に對して義達は意見書を提出したが、政府は義達に對して、先づ以て前の御沙汰通り、夫々手續きを爲せと命令し、義達は其年十二月その手續きを取つた。是れが明治時代に於ける朝鮮問題の點火命令とも稱すべきものである。

(註、徳川幕府の初以來、朝鮮關係の事務は、總て對馬藩主に取扱はしむる事になつてゐた。前記御沙汰書中に『是迄の通り云々』とあるは此事である。朝鮮側では、東萊、釜山兩府使を以て、日本關係の事務を取扱はしめてゐた。對馬藩は之が爲め釜山に代官を置いてゐた。朝鮮との往復文書に館司とあるのは此代官の事である。その代官所を草梁公館と稱してゐたのは、地名に因つて名づけたものである。公館の數地内には對馬の商人職人等が定住してゐて、周圍には石垣を設け、一定の門から出入し、朝夕に開閉する極りであった。門番は朝鮮側から置いて、開閉を掌らせたのである。草梁公館は元來は代官所の名であつたらうが、又敷地全部の名稱として通用した。又單に和館とも稱した。それが又對馬居留地の意味ともなつた。)

問題の通告書は漢文であるが、今假名文に改めて左に掲げる。

日本國左近衛少將平朝臣義達、書を朝鮮國禮曹參判公閣下に奉す。我が邦皇祚聯綿として一系相承け、大政を總攬すること一千有餘歲なり。中世以降、兵馬の權、みな將家に委ね、外國交際もまた之を管せり。將軍源家康府を江戸に開くに至つて亦十餘世を歴たり。而して昇平の久しき流弊なき能はず。事、時と乖戾す。爰に我が皇上登極し、綱紀を更張し、萬機を親裁し、大に隣好を修めんと欲す。而して貴國の我に於けるや交誼すでに久し。宜しく懇款を篤くし、以て萬世渝らざるに歸すべし。是れ我が皇上の誠意なり。乃ち使價を差はし以て舊怨を尋ぬ。これ希はくは照亮せよ。

明治元年戊辰十二月 日

此時義達から送つた書翰（原漢文）は次の如くである。

日本國左近衛少將平朝臣義達、書を朝鮮國禮曹參判公閣下に奉す、本朝このごろ時勢一變し、政權一に皇室に歸す、貴國にあつては隣誼固より厚し、豈に欣然たらざらんや。近く別使を差はし、顛末を具陳せり、茲に贅せず。不佞嚮に勅を奉じて京師に朝し、朝廷特に舊勤を褒めて爵を加へ、官を左近衛少將に進め、更に交隣の職を命じ、永く不朽に傳へ、又証明の印記を賜ふ。

之を要するに、兩國の交際益々誠信を厚うし、永遠に渝るなきは叡慮の在る所、感佩極りなし。今般別使の書翰には新印を押し、以て朝廷の誠意を表す、貴國も亦宜しく領可すべし。舊來圖書を受くる事、其原由全く厚誼の存する所に出づ、則ち容易に改むべからざる者あり。然りと雖も即ち是れ朝廷の特命に係る。豈に私を以て公を害するの理あらんや。不佞情實こゝに至る。貴朝幸に體諒を垂れんこと深く望む所なり。

前例に従つて、右の文書は、其謄本を東萊、釜山兩使に送つた。然るに文書中に先例に違ふ文辭があり、又印章が違つてゐるので、その儘取り次いで政府に出来ぬから文書に對する返答としてゞなく、府使の屬僚ぞくりょうが我が公館に來て、口頭で政府へ取次の出來ぬ旨を述べた。それを文書にして返答したのは、翌年の十一月である。右の經過の概要是、我が閣議の議案中に記述されてゐる。今それを借用して左に掲載する。

朝鮮國の儀は我が隣近に在りて、數百年來往來せるの故を以て、明治戊辰の歲宗對馬守に命じて、大差使（對馬からの使者を指す）を派し、舊交を修むべき旨を通じ候處、書辭印章等舊例に違へる由を以て、之を接受せざるに付（註、東萊、釜山兩府が我が文書を京城政府に取次がざるを云ふ）

談判數次の末、庚午二月に至り、東萊府使より單簡を以て、前書中文字失體の儀を論難に及び候。其後吉岡弘毅、森山茂等に命じ、外務卿より禮曹參判（外交を掌る官と察せらる）に、外務大丞より東萊釜山兩府使へ贈る所の書を齎らしめ、彼地へ赴き、兩使へ面晤の儀、懇請に及び候得共、更に之を肯せず、僅に訓善に内謁を得るのみにて、訓善も只々新例開く可からず、以後百事、對州を以て應接せらるゝに非ざれば、決して引受致す間敷旨を主張候につき、同三月、宗氏より別書契を以て、猶又兩府使へ面晤の儀、相促し候處、數月の後に至りて外務官員の是に來れるは無前の事なり、況して面接の儀は之なき旨を答へ、終に其儀も相調はず、兩人は空しく二書を携へて歸り候。同年七月廢藩の令出るに及んで、前嚴原藩知事宗重正を、更に外務大丞に伍し、兩國交際の事を幹すべき様命ぜられ候に付、同人より禮曹參判、東萊、釜山兩府使へ宛て、國制一新の景況より廢藩置縣の變革、並に外國交際の事は、一切外務省に於て之を管する由、且つ派遣せる我が使臣に面晤款待を請ふの意等、懇々縷々陳述せる所の書札を携へ、新差使彼地へ到達の日より、訓善に應接周旋の儀を懇求すること殆んど二十回に及び候得共、病故に託し相断り、遂に其儘上京に及び候。其後、別差官下り來り候に付、前件兩書の寫を寄附し速に回答あらんことを求め候に、數十日相過ぎ候後、訓善下り來り、申出候に、公幹の事

は國中の衆議を盡し候上ならでは決答に及び難し、尤も其期限は、早晚豫め定むべからざる旨を答へ候に付、已むを得ず直に訓善を伴ひ、差使及び館司一回、東萊に入り、親しく府使へ面謁の儀を請求候得共、一向聽き入れず、軍官をして前同様、國議を盡し候後、決答に及ぶべく候條、たゞ／＼恭んで早晚間の處分を相待ち申すべき旨、申出候に付、なほ其期を相尋ね候處先づ六七年乃至十年と相心得べしなど、取り留めざる曖昧の答に及び候。その他、我が漂流人を和館（對馬藩の代官所）の前岸に放棄し、或は館司（代官の事）の東萊に入り候事は、有るまじき所業なりとて、常例の供饌を廢し、或は兩府使の嚴命に付、館中禮式に關する屋宇を急に解撒せしむる等の類、彼是不條理の所爲ども少からず候。殊に又近日、草梁館門將、小通事等に傳命して、門扉に貼附せしめたる掲示書中に『彼れ制を人に受くと雖も耻ず、その形を變へ俗を易ふるは此れ日本人と謂ふべからず、その我が境に來往するを許すべからず』また『近ごろ彼の人の爲すし日本の舊様にあらざれば、則ち亦わが境に入るを許すべからず』また『須らく此意を以て、彼の中の頭領の人に洞諭すべし、實に我をして「妄錯して事を生じ、以て後悔あるに至らざらしめよ』云々等の言に至りては、言語に絶し、實に憎むべきの甚しきことに候。彼れ既に我をして「妄錯して事を

生じ、後悔あるに至らざらしめよ」など掲示候様の機に之れ有り候ては、自然不慮の暴舉に及び、我が人民いか様の凌虐を受け候やも測り難き勢に之れ有り候。抑々御一新より以來、彼の國に對せられ候ては、前條始末の如く、飽くまで舊好の誼を修め、善隣の道を厚くし、彼我人民の便益を謀らせられ度思召よりして、強ひて彼が不遜を恕し、彼が非理を宥め、只管聖意の誠を盡させられ候得共、更に一點感通の色これ無きのみならず、却つて漸次驕心を長じ、遂に今日の如き侮慢輕蔑の至りに立ち到り候ては、第一朝威に關し、國辱に係り、最早この儘やみ難く、斷然出師の御處分これ無くては相成らざる事に候、去りながら兵事は重大の儀、輕易に之を開くべき事に之れ無く候得者、先づ今般取り敢へず我が人民保護の爲め、陸軍若干、軍艦幾艘彼の地へ差置かれ、一旦事ある時は、九州鎮臺へ神速應援に及ぶべき旨を達し、なほ此上、使節を派遣し、公理公道を以て屹度談判に及ぶべき様、遊ばされたく思召し候條、篤く此旨を體し一同協議いたすべく仰せ出され候事。

事實は此通りであつたが、今少し説明を加へて置く。

彼の方で云ふ事は、まるでなつてゐない。實に分らぬ事を頑強に主張し續けた。いく

ら説明しても啞者に向つて物を言ふと同然であつた。相手の言ふ事は聞かず、自分の云ひたいだけの事を云うてゐる。日本の方では「この分り切つた道理が分らぬ筈はない、誠意がないのである。然らざれば日本を侮蔑するのだ」と云つて腹を立てる。先方では「到底通らぬ云ひ分たるを知りながら、強ひて通さうとするのは、何か下心があるのだ」と云ふ。此方が「隣交を重んずるならば、こんな事は云へぬ筈だ」と云ふと彼方は「通らぬと知りつゝ通さうとするのは、交を傷^{ヤシ}らんとするのだ」といふ。段々双方とも聲が高くなつて、無禮不遜な言を發するに至つた。尤も我方では左程ひどい辭は使はなかつたが、彼は言語文章に長じてゐて罵詈惡口も巧である。しかし嘉永、安政以前、日本がまだ西洋の考へ方に疎かつた時なら、議論の上に此程の隔たりは無かつたかも知れぬ。此點に少しく考慮を加へたならば、これ程腹も立たず、彼の國の眞情も却つて能く分つたらうが、彼を不誠意と考へ、又我を輕蔑すると思つたのは、見當はづれではなかつた。

以上の事は大院君を抜きにしては、到着説明がつかぬ。國王幼少の爲め、其實父大院君が攝政となつて、威福を肆にしてゐたのである。此人物は度胸もあり智略もあり、中の人物であつた。正直者とは謂はれぬが、彼の西洋嫌ひは本氣であつた。國內のカトリック信徒や宣教師を殲滅する爲めには、欺瞞殘忍その手段を選ばなかつたのである。この虐殺の罪を問ふ爲め、佛國の艦隊は江華灣に侵入したのであるが、何故か全く要領を得ずして退出した。大院君は之を力で勝つたと誤認して、日本に對して警告の形式を以て『洋夷油斷すべからず』と通告し、暗に其戰捷を報じて、その手際を自慢した。尋いで米國も軍艦二隻を送つて、やゝ戦争らしい事もして見たが、是れも亦徹底せずして引き揚げた。その爲め大院君の自信は益々強くなつた。

支那が英佛によつて城下の盟を餘儀なくされながら、依然英佛と交際を續けてゐるのを見て、大院君は頗る齒痒く思ひ、詩を作つて之を嘲つたが、日本は攘夷の國論を放棄して、上古以來、金科玉條として仰いでゐた文武周孔の道を捨て、洋夷の制度文物を採用

して、卑しむべき被髮左衽の俗に化したのを見て、憤りもし、輕侮の念を深くしてゐた折から、佛國艦隊の退却を朝鮮の勝利と信じ、日本に對する態度も一變して、頭を昂げようと思つてゐた矢先、日本から大政一新の通告書と宗義達からの書翰が届いた。その寫を一見すると、書辭みな舊例に違ふのみならず、日本は自國を朝鮮の上位に置いてゐる様子が、全體の文面を通じて感せられた。大院君たる者豈に憤らざるを得んや。『ナニ生意氣な、よし／＼思ひ知らしてやる』と、其時すでに肚をきめたのではあるまいか。

東萊釜山兩府使の我が通告書の取扱ひ振りは、初の程は、或は彼等限りの考へであつたかも知れぬが、書類として我に答へたものは、京城政府の意を承けたものに相違ない。

京城政府と云へば大院君である。

明治五年我が政府は花房外務大丞を軍艦二隻に護衛せしめて朝鮮に派遣した。之を見た大院君は心配はしたらうが決して震へ上りはしなかつた。そして少しも周章狼狽の態度を現さずに、暫く日本の出様如何を見てゐたやうである。日本は次第に強要しては來

るが、發砲はせぬ。よしんば又發砲した所で、佛米兩國以上の事は、日本には出來ぬと見縊つてゐたのであらう。前に舉げた草梁和館の門扉に貼附せしめた掲示書は、大院君自身が書いたものではあるまいが、少し位は手を入れたかも知れぬ、大院君の人物ソックリの文章である。即ち暗に日本放逐の意を示したものである。又和館内の禮式に關する屋宇の解撤を嚴命した事が、大院君の命令に出でた事は疑ふ餘地はない。是れによつて日本との絶交を暗示したものと見るべきである。

以上の説明で、明治元年以來、同六年迄の彼我交渉が、前述の如き經過を辿るに至つた譯は明白になつた事と思ふ。

副島外務卿が花房大丞を派遣したのは、兩國間の是迄の行き掛りは一切捨てゝ、大政一新の通告書も、朝鮮が受けぬと云ふなら、此上強要はせぬ。草梁の公館も見捨てゝも構はぬが、歴史の有る物だから保存する事にしよう。我が商人は留まりたい者は留まつてよい。對馬藩の對朝鮮負債は我が政府が引受け支拂つてやると云ふ數條を朝鮮政府

に通知せしむる爲であつた。右は追つて使節を派遣する迄の假處分として、副島が太政官に提出して、その決議を経たものである。そして其使節には副島自身が赴くことを、肚の裏で極めてゐたのである。それ程まで根こそぎに要求を放棄するつもりなら、黙つて捨てゝもよかつたらうと思はれる。負債云々の事は、何處ぞに張札でもしたら、それでも用は辨じたのであらう。

有志者の征韓論

朝鮮に對して、諸外國に先鞭を着けられてはならぬと、何人も考へた。侮辱は懲らざる可からずとの論も、共通ではあつたが、此點に最も力を入れたのは佐田白茅であつた。日本の領土は狭いから、之を擴張しなければならぬと云ふのも共通の説で、此點には何人も最も重きを置いてゐた。

森山茂の論は少し趣を異にしてゐる。彼は、王政一新は一應出來上つたやうに見えるが、舊士族には不平者が多く、内亂を起す虞がある。その不平の大原因は生活難である。故に五十萬の士族を對岸に移して、產業を與へる。これ内亂を外に移して、利を海外に興すもので、一舉兩得の良策である。尙ほ又士族の秩祿も早晚整理を要するが、

之には莫大の資金を要する。若し士族を朝鮮に移して產業を與へると、秩祿整理の資金も必要がないと云ふのである。思ひ附きとしては面白いが、實行は不可能である。士族に產業を授けることを目的として征韓を論じた者は、なほ他にもあつた。

木戸孝允の征韓説には色々な理由があつた。其特色は、日本人は小天地の裡に齷齪してゐるから、小事を争ひ、ひねくれた根性にもなり、嫉妬、讒諑、陰謀、細策を事とする。眼を全世界に放ち、氣は宇内を呑む位の氣魄があると、人間が暢び／＼して来る。之が手始めとして先づ朝鮮に踏み出すべきであると云ふ如き考であつた。そんな氣になれば自然内亂も起らなくなると云ふので、直接内亂を外に移すと云ふのではなかつたらしい。

柳原前光の征韓論は最も調うてゐる。標本として左に載せる。

論韓征の者志有

益々御安泰御奉職わたらせられ大賀の至りに存じ奉り候、陳者昨日は朝中に於て拜謁、段々御教示の趣、敬佩感謝仕り候。いよ／＼明後日より横濱出帆仕り候。なほ時下御自愛國家の爲め專禱仕り候。はた今般佛寺交戦仕り候に付ては魯國必ず我が樺太且つ朝鮮へ手出し仕るべく、彼れ是れ宇内の形勢愚察仕り候へば、樺太の地は既に已に守るべからざるの勢、強ひて之を拒ぎ候節は、結局魯國數萬の兵を相受け、方今の勢にては萬々彼れへ當るの兵力これ無く、獨り朝鮮の如き蠢爾たる一小國、野蠻にして宇内の隆軌を曉らざるは、閣下御熟知の通に御座候、今般なほ又探索再渡、外務省より願ひ立て、昨日御聞届け相成り、今日森山權大錄、廣津權少錄兩人へ發向内意申付け候次第、何卒宇内今日の形勢に依り、深く廟堂に於て、經略の遠圖御勘考遊ばされ度、實以て外國の先鞭を受け、魯國の如きは北は樺太を略し、西は朝鮮に據り候ては、皇國の御偉業遂に立つべからず、後害幾許とも計り難く是等の處、深く御注意、遠大の規模御更張相成り度、別紙愚論發程前甚だ匆忙中相認め、御大覽に備へ候は恐縮に候得共、衷情默止し難く、内々御大覽に入れ候、今日至當の策、先づ對州知藩事に命を下し、渡海周旋、且つ外務官をして監督輔翼せしめ、彼の藩の負債を朝廷より下賜、御償はせ相成り、我れよりは不信の名を取らず、整々順序を以て談判に及ばせ、彼れの應答により、和戰の權、我れに歸し、廟略大に定まり、闖國奮起仕るべしと愚考仕り候、是等の儀喋々申上げ候は恐悚の至りに候へ共、自然只々歲月遷延候ては、外國の先鞭を蒙り、無極の大害を釀し出すべく、萬々宇内の形勢御照合、然るべく御畫策これ有り度、忌諱を顧ず、極内々言上仕り候、惡しからず御斟酌御取捨願ひ奉り候。誠恐頓首内啓

七月廿八日（明治三年）

し、廟略大に定まり、闖國奮起仕るべしと愚考仕り候、是等の儀喋々申上げ候は恐悚の至りに候へ共、自然只々歲月遷延候ては、外國の先鞭を蒙り、無極の大害を釀し出すべく、萬々宇内の形勢御照合、然るべく御畫策これ有り度、忌諱を顧ず、極内々言上仕り候、惡しからず御斟酌御取捨願ひ奉り候。誠恐頓首内啓

論韓征の者志有

（別紙）

岩倉殿 極内々

前

光

朝鮮論

皇國は絶海の一大孤島に候へば、此後たとひ相應の兵備相立ち候とも、周圍環海の地、萬世終始を全うして、各國と並立し、國威を皇張いたし候儀、最も大難事と存じ候、然る處朝鮮の儀は、北は海洲に連り、西は韃清に接し候地にして、之を綏服すれば、實に皇國保全の基礎にして、後來、萬國經略進取の基本と相成り、若し他に先んぜらるれば、國事爰に休するに至り申すべし。且つ近年各國も彼の地の國情を探り知りて、頻りに之を窺ふ者少からず、既に魯は滿洲東北を蠶食し、其勢往々朝鮮を呑まんとす。是れ皇國の一日も輕忽に視るべからざるの時と存じ候。況んや列聖御垂念の地に候をや。

一、大政一新の書、彼の之を擅斥するは、各國既に已に之を知る、然るに之を忍んで、その狡猾を制せず、その曖昧を開かず候ては、皇國の萬國に對する、何を以て一新的規模を示し申すべきや。

一、魯佛英米の彼の地を服屬せしめんとするは、瞭然論を待たず、然るに方今佛寺交戦の事起り、魯國は寺を後援するの風聞これ有り候へ共、素より虎狼の國柄、歐羅巴動亂の際を窺ひ、亞細亞洲中を掠略するの機鋒必ず脱出し来るべく、且つ米も亦兵を朝鮮に試みるの説あり、是れ皇國の苟も因循すべき日にあるまじくと存じ候。

一、昨春以來對州の修使を遣はし候へ共、實に豊臣徳川兩使の時の百分の一の斡旋を盡せしにあらず、今朝廷、嚴原知事に命じ、自分外務省官吏と共に渡海し、數百年の信義を盡し、百機千變に臨應し、懇々切々、兩國唇齒相保つの儀を示し、廣く宇内の形勢を諭さば、信使を來たすも皇使を下すも、或は其階梯を構成仕るべく候、去りながら彼國從來頑固の習癖、たとひ皇使を迎へ、信使を奉するとも、義州、江華等諸要處開港等の事件に至りては、容易く承服すまじくと存ぜられ候故に、急速先鞭を着け候に、前件宗氏を前導とし、皇使を下し、廟略大に定まり候上は、必ず一回の出兵を議定いたし置き候て、寛猛恩威ならび施さば、大戰に至らずして服従いたすべしと存じ候。

一、嚴原藩知事を渡海せしめ、彼の藩、年來の衰弊、朝鮮に對して凡そ六萬金の負債あり、官これを償ふ銅凡そ二十萬斤を以てせば、内・嚴原藩上下に恩恵を布き、その奮興の氣を誘ひ、外・朝鮮官府に信義を表して、歸順の根基と相成り申すべく候間、外務省官吏之を奉行し、嚴原藩に至らしめば、上下必ず其力を盡し申すべく候、此事一時、財を費すに似て、實は内外人心を收むる的一大助と愚考仕候。

對馬藩士大島友之丞正朝は、文久年間すでに一種の對朝鮮意見を有し、之を幕府の當局に語つた。彼の意見は、朝鮮は之と結ぶべきか、或は之を取るべきかを、明白にすべきとの考であつた。對馬又は釜山等に露國の軍艦が出入するに就いては、之に備ふる爲め、對鮮策を決定して置かねばならぬ。現状の如く何方つかずの關係では、不得策であると見てゐたらしい。然るに幕府は依然何等決定する所がないのを見て、大島は然らば對馬の獨力で征伐すると迄論じたらしい。勿論それは議論の上のみに終つたのである。

大島は明治以前に、多少長州と關係をつけ、木戸孝允等にも面會してゐた。對馬藩主は毛利家と姻戚關係もあつた。明治になつては、屢々木戸とは往來した。西郷に逢うたか逢はぬかは分らぬが、薩人には知人が多かつたから、大島の意見は西郷の耳にも入つてゐたのであらう。彼は外務省の人々を大に突付いたに相違ない。彼の意見の跡が處々に窺はれる。彼の動機が不純であつたと疑ふ者もあり、又彼れを謗る者もあるが、それとて彼れ一個の個人本位であつたと云ふのではなく、對馬藩本位であつたと云

ふのである。彼れをして畫策せしめたのは愛國心であり、活動せしめたのは愛藩心であつたのであらう。彼れは釜山の事が面倒しくなると、明治二年春、自ら釜山に出張した。そして、こんな事では果しがないと見て取ると、直に歸朝して、太政官に狀況報告をなし、併せて意見を上申した。

急遽に事を謀らば、却つて彼れが術中に陥らん。若し穩安を主として議論を以て争ふと雖も、その底極する所、未だ知るべからず、今に於て行ふべきの策は、彼の國都に入り、國王に謁して、直接に修好の諾否を決せしむるにあるのみ。然れども之を爲さんと欲せば、廟堂に於て預め寛猛の處分を行ふべき方針を定められんことを要す。否らざれば、彼れと應對の如何に依り、國威宣揚の目的立ち難し、願はくは速に廟議を決せられん事を。

政府では維新後、百事草創の際、國議を朝鮮の事に盡す能はずとの理由を以て、大島に對して其意見を採用するとも、せぬとも言はなかつた。大島は當時、わが使節が京城まで乗り込めるを見てゐるが、無論護衛兵を附ける考であつたらう。彼れは大院君がど

んな事をしたか、又爲しつゝあるかを知らぬ筈はない。その所謂『國王との直接談判云々』の如きも、國情を知らずしての架空の暴論ではなかつたと信する。薩州の別府新助が『朝鮮征服には二三大隊の兵で足りる』と云つたのも、確かに見る所があつたのだと思ふ。少し用意深く考へても、其倍數の兵力があつたら、よかつたのであらう。大島が其前年(明治元年)閏四月、藩主の名で政府に差出した意見書は一讀の價値がある。それを今左に抄録する。

足利氏の代は、交際の事、間々國威を缺損するもの無きに非ず、其後、豊臣氏の文祿の役により、一たび絶交し、徳川氏の代に至り、再び隣誼を修む、對馬は兩間に在りて、將命(取次ぎ)の職を掌る。故に名は兩國の誠信を表すと云ふと雖も、實は對馬の私交に均し、以て國家不朽の典例と謂ふを得ず、今や大政一新の時に方り、兩國交際の事例、從來の宿弊を一洗し、修好の大綱は言を俟ず、禮式の末節に至る迄、深く廟議を盡さざるべからず、古來彼の國は文弱にして、我が國の勇武に敵する能はざるを知り、動々もすれば文を以て勝を求めるとするの意あり

り、恐らくは他日意外の事項に於て、輕侮を招くこと無しと言ふべからず、因つて意見數條を陳奏す。(中略)

朝鮮の事は古來、日本府を置かれたるの盛跡あり、徒らに外國視すべきにあらず、恩威ならびに行はるゝの規模を立てられ、統御の術その宜しきを得ば、數年の後は、我が外府の如くなるべし、宜しく公議を盡され、内外綏服の遠略を定め、其基礎を建てらるべし。(中略)

今回若し彼の國が大政維新の命を奉ぜず、執拗不恭の事あるに至らば、隣交の大體に關係し、我が國成立たざるべし、依つて本州(對馬の意)私交の弊を更革せらるゝを以て、朝鮮國着手の順序に於て目下の急務とす。

中古以來、彼我兩國の交際は、幕府を以て敵禮(對等の意)と爲す。今回朝廷直接に修好の事を行はゞ、公明の正理に依り、使聘來往、文書贈酬等の節目を更革せられん事を要す、舊來幕府慶事ある毎に、通信使と稱し、彼の朝官來聘するを以て、今、大政維新の事を通告せば、彼れをして速に國使を派し、鴻業を賀せしめんと欲す。

朝鮮は古來偏固の風習あり、善惡に拘らず舊規を固守して、一時權宜の措置に應じ難し、故に大政維新の事を通告するに及んで、彼れ非禮倨傲の情態あらば、朝廷赫然勇武の斷を以て、膺

懲の典を擧げるべし、因つて豫め皇猷を確定し、皇國尙武の氣を自ら貫徹せしむるに非ずんば恐らくは國威の立ち難きのみならず、將來の功業を妨害する事多からん。

意見書は宗義達の名で建白されたが、その實、大島の意見たることは疑がない。しかし建白の實行は、その事、頗る重大で輕忽に手を下す譯には行かぬから、政府は之を放つて置いた。然るに對馬藩からは屢々その實行を催促した。時恰も戊辰の役の眞ツ最中で六月半になつて、政府は「先達申し付けた通り、矢張、天皇親政、萬機宸斷、幕府廢却の旨のみ、其方より（朝廷からでなく）通告せよ、根本の事は追つて、天下平定の上、御差圖がある」と申し渡した。義達は此命令に従つて、其年十二月、通告の手續を取つた。明治時代の朝鮮問題は、この通告によつて點火せられ、やかましい問題になつた事は既に前に述べた。

大政一新を朝鮮に通告する事は、必ずしも急がなければならぬのでなかつた。然るに

歐米諸國に對しては、之に反して一日も早くしなければならぬ譯があつた。と云ふのは幕府側が歐米諸國に向つて盛に新政府を讒誣ざんぶして、攘夷の爲めに出來た政府だから用心せよと、宣傳してゐた。事實さう謂はれても已むを得ぬ経過を取つて出來上つたのだから、新政府は此點に關して、速に外國の誤解をとき、信用を確保して、諸外國の承認を得る事が焦眉の急務であつた。朝鮮に對しては少しも、そんな事情は存しないので、必ずしも通告を急ぐ必要はないのであつた。從つて朝鮮への大政一新の通告は、外務省内の黃吻官吏の思付き位に考へられるのであるが、豈に圖らんや有爲練達の大政治家の發意であつた。『松菊木戸公傳』に

明治元年正月、外交の廟議確定して、天皇親しく各國公使を延見し給ふに及び、公は對韓意見を草して朝廷に上り、使節を朝鮮に派遣して、王政維新の旨趣を告知し、以て舊交を修めん事を献議せり、公の日載に「朝鮮へ使を出すは余の建言する所にして、實に戊辰春也、當時朝廷の規模一定の上は、遠く西洋各國とも好親の約あり、各國の公使等も、親しく天顏を拜するに

論韓征の者志有

至る、然る時は舊交を親しくするは言を待たざるなり、況んや朝鮮の如きは近隣の國にして、且つ舊交ある國なり、（中略）然るに廟議未だ使節を特派して、維新の趣旨を通告するに及らず、三月、朝廷對馬藩主に命じ、外國事務補の心得を以て」云々

とあるを見れば、元年三月宗義達に御沙汰ありたる事は、木戸の建言に基いたものと見える。木戸ほどの政治家の意見ではあるけれども、少し形式に重きを置き過ぎてゐるやうに思はれる。但し木戸には是れ以上に政策上の意見のあつた事は、其傳記や文書に明かである。そして其意見は西郷の考と大體一致してゐる様である。大村益次郎などは初めは之に反対であつたが、屢々木戸の議論を聞いて、後には之に同意するに至つたとある。木戸は又之を大久保に説いてゐる。明治二年六月廿六日の日記に

歸途大久保を訪ふ、朝鮮支那の一條を談じ、又當時の事に及ぶ、彼れ固着の處あり、然りと雖も余も亦大に輕重を論じ、愚意を陳述す

とあり、木戸公傳によれば、大久保は木戸の去りたる後、その意見の趣旨を深考熟慮

して、之に反対したるを輕忽けいこつなりとして、大に悔い、翌日書を送りて之を陳謝す、其書中に

昨日は態々御來賀下され、段々御厚意御示諭仰せ付けられ、別して有り難く、深く感銘仕り候。折角御慈悲に預り候に、頑固申し募り候儀、甚だ以て恐縮、且つ汗顏の至りに候へ共、實以て已むを得ざる次第は、陳述仕り候通りの形行なまかに御座候間、幾重にも御宥恕下され度、萬祈奉り候、はた又鳥渡發言仕り候一條につき、細々御旨趣示し聞かせられ、甚だ以て恐入り候仕合に御座候、輕易申し出で候故、定めて御立腹あらせられ候かと存じ奉り候へ共、決して謾言申上げ候事に御座なく候に付悪しからず御汲み取り下さるべく候、尙又拜接の上申し盡すべく候。

この書翰では、大久保が對韓策についての意見を改めた様子は見えぬ。餘り頑強に自己の意見を主張した段をお詫びした迄と解釋すべきはあるまいか。

木戸は「おれの對韓意見を秀吉のと同じだと云ふ者があるけれども、十中の七八迄は別だ」と辨じてゐる。木戸と大島友之丞との關係は、既に述べた通りであるが、宗義達

論韓征の者志有

の献白に對しては政府は何の沙汰もしないので、對馬藩が屢々催促した事を、聊か不思議に考へ、對馬藩は其程まで對韓策に熱心であつたのか、それとも何か困難な事情でも存したのかと思つてゐたが、後に木戸の傳記を讀むに及んで、始めて疑が解けた。それは木戸が對馬藩をしてやらせてゐたのである。木戸は其れ程朝鮮問題には熱心であつたのである。木戸は又柳原にも度々逢つてゐる。從つて柳原の朝鮮論には、木戸の考が混つてゐるかも知れぬ。殊に柳原が岩倉に差出した意見書には、木戸の入れ智慧が有つたのであらう。但し木戸は其外國派遣前に、意見が變つたのではないけれども、事を急にしてはよくあるまいと云ふ考に傾きかけてゐたらしい。そして歐米巡回中は、木戸と大久保の意見が一致するに至つたのであらう。だから木戸は自ら朝鮮問題に火を付けて置きながら、後には其鎮火に難儀したと云ふのが眞相であらう。

閣 議

第 一 段

閣議は明治六年六月十二日に開かれ、太政大臣三條實美を始め、西郷隆盛、板垣退助、大隈重信、後藤象二郎、大木喬任、江藤新平の各參議と外務卿代理（副島は當時清國出張中）少輔上野景範が列席した。先づ上野少輔が議題を説明して、

韓國政府は、維新以來屢々我が使節を侮辱し、我が國書を拒み、無禮千萬な傳令書を掲示しても測り難い。今となつては、我が居留民を全部朝鮮から引き揚げしむるか、又は武力に訴へて韓廷に臨み、修交條約に調印せしむるか、二つに一つである、何卒御審議を願ひたい。

と申し述べた。板垣は

居留民を保護するのは、政府當然の義務である。早速一大隊の兵を釜山に送り、然して後、談判に及ぶが宜からう。

と云ひ、西郷は

其れは餘り早や過ぎる、今俄かに兵を韓國に派遣すれば、韓國では愈々日本が取りに來たと疑惧を起す、戊辰以來屢々使節は出したが、皆卑官ばかりで、彼の國の地方官吏と折衝したのみである。それ故、彼の輕蔑を受けて、未だ一回も使命を完うする事が出來ぬ。今日の策は最も責任ある重臣を全權として派遣し、對等の儀禮を以て正理公道を説き、韓國政府の反省を促すに在る。かくすれば、如何に頑迷な韓廷でも、此の理を解せぬ筈はあるまい。それでも尙ほ我が言を聽かずして無禮を働き、我が全權大使を殺害するやうなことがあつたら、其時こそ公然その罪を萬國に鳴らして之を討伐すべきである。

と述べて、板垣の即時派兵説に反対した。三條は

その大使は兵を率ゐ、軍艦に乗つて行くが宜い。

と云つた。西郷は其れにも反対して、

イヤ兵を率ゐて行くのは穩かでない。大使たる者は宜しく烏帽子直垂を着し、禮を厚うし、道を正しうしなければならぬ。

と唱へ、飽くまで公明正大であつた。板垣は遂に自説を棄て、西郷に同意した。後藤、江藤の二人も亦其れを賛成した。然るに列席の一人は、

目下、岩倉大使等歐米派遣中である。國家の重大事は其の歸朝を待つて決するが可からう。と言つた。是れは岩倉大使及び木戸、大久保等の歸朝までは、國政の大事は見合はせる約束があつた爲めである。然るに西郷は

堂々たる一國の政府が、國家の大事を決定し得ぬ位なら、直に官門を閉ぢて、百般の政務を中止すべきである。

と一喝^{かつ}した。閣員は其の爲め皆默然として一言も發しなかつた。西郷は更に此の大使には、何卒自分を任命して頂きたい。

と申し出た。之には一同頗る當惑した。岩倉、木戸、大久保等の留守内閣での第一人者

が渡韓して、萬一の事が有つたら取り返しが付かぬからである。西郷は三條に迫つて、「是非上奏して裁可を仰いで呉れ」と云ふ。三條は「篤と熟考した上で」と答へ、此日の會議を閉ぢた。是が對韓閣議の第一回であつた。

西郷は岩倉などの留守中に、自分の意見通りに閣議を纏めて、御裁可を経るまでにして置かねばならぬと考へて、其の工作に着手した。それには先づ三條を説き落すことが最も必要である。三條は『維新の大業完成の運命を制する程の大切な西郷を死なしてはならぬ。去らばとて其の望を拒んだら、政府に留まらぬのみか、事によると向ふに廻るかも知れぬ』と心配して、非常に苦心した。そこを西郷は見抜いてゐて、賺して見たり、威して見たりして手を盡した。その上、他にも手を廻はして三條に説かしめたらしいが、就中板垣には手を合せて拜むやうに頼んだ。其の趣は板垣への度々の手紙の表に躍如として顯はれてゐる。其の板垣を持ち上げる趣は、恰も子供を褒めそやして、我が用に服せしむるのと髣髴^{はうふつ}たるものがある。

西郷は第二回の閣議を開かせようと思うて、度々三條に催促した。三條は岩倉の歸朝を待つて開かうと逃げる。西郷は例の『堂々たる一國の政府が、國家の大事を決定し得ぬ道理はない』と、押へて逃がさぬ。三條は『それでは外務の責任者たる副島が北京から歸る迄待て』と云ふ。西郷も其の言ひ分には道理もあり、又副島なら邪魔にもならず、却つて好都合と思ふ點もあつて、遂に副島の歸朝を待つことに同意した。

西郷は『三條も、もう此位にして置けば、大抵よからう』と思ふ所まで引き向けた。そこまで三條を捻り向けるには種々の工作を施したらうが、之が爲めに板垣を働かせる事に懸命であつた。そして其れは中々の手際であつた。

副島は七月末に歸朝した。西郷は早速自分の意見を副島に話すと、副島は素より釜山邊の事には既に見切りをつけて、自分で韓廷に使するつもりでゐたので、直に同意したが、使節には外務卿たる自分が行くと強固に主張する、西郷も理論上、正面から其れに反対は出來ぬ。それで中間に立つて周旋した者もあつたが、西郷自身は、貴公は既に北

京の好い處を見物して歸られた、朝鮮の方は、どうぞ私に譲つて下さい」と云ふ調子で丸く相談を持ち掛けたので、副島も遂に西郷に譲つた。自分よりも西郷の方が一段上の人物と思つてゐたからでもあらう。

西郷は、三條に第二回の閣議を矢のやうに督促して八月十七日に開かれた。大隈大木も最早や已むを得ぬと諦めたと見えて、閣議は全く西郷の希望通りに纏つた。西郷は其の上奏を三條に迫つた。三條は其翌日、當時御駐輦の箱根行在所に伺候して上奏した。聖上は使節派遣を御裁可になり、西郷を大使に任命の件は、岩倉等歸朝の上、更に審議して上奏せよと勅し給うた。西郷はもう是れで占めたと思ひ非常に喜んだ。板垣へ送つた手紙に『條公御殿（三條邸のこと）より歸り、先生御宅（板垣宅のこと）まで飛んで參り候、足も軽く覺え候、もうは横棒の憂も之れ有るまじく、生涯の愉快この事に候云々』とある。こゝ迄漕ぎ付けた西郷の苦心は一方ならぬものであつた。其れを思ふと、西郷の喜びの尋常でなかつたのは當然であらう。しかも其れは愈々自分が死ねる事になつたのを喜んでゐる次第なのである。

三條公への仰せの趣を見ると、吾々如き末輩の考では、問題は自然再議に付せらるゝ事になる。そして西郷の云ふ通りにすれば戦争になるものと、誰でも思はざるを得ぬ。されば西郷の意見通りに決定するのは、即ち戦争を議決すると同然である。従つて開戦の得失は更に慎重な論議を必要とする。こゝが即ち岩倉等の歸朝の後、更に審議して奏聞せよと勅し給うた所以ではあるまいか。然るに西郷がもう占めたと信じたのは、凡人のロジックには合はぬ。英雄には又おのづから凡人と違つたロジックがあるものと心得ねばなるまい。何れにせよ、西郷には胸中すでに成竹があつたものと見ねばならぬ。西郷としては、是れで既に基礎工事がすんだ、これからは相手に對する方略、即ち所謂作戦計畫である。相手の方策の尙ほ熟せぬ前、その陣容の未だ整はぬ間にと考へたに相違ない。

第二段

岩倉大使の一行は九月十三日に歸朝した。三條は早速對韓問題を相談したが、岩倉は大久保を參議に任じて入閣させ、木戸と俱に盡力せしむる事の急務を説いた。三條は一も二もなく之に同意し、早速大久保を起たしむることに着手した。然るに西郷の方からは、閣議速開の催促が急である。岩倉は流石に戦法を心得てゐて、之に對して遷延策を探り、その間に陣容を整へんと欲した。岩倉の養父具慶ともよしは岩倉の洋行留守に死去して、未だ其の喪に服する事が出來ずにある。因つて岩倉は、歸朝後の今日、引籠つて哀を致したいと願ひ出た。無論孝道を盡すの精神に出でたのは申す迄もないが、又之を遷延策の道具に利用する考がなかつたとは云へぬ。

三條は大久保を參議にしようとして熱心に勧誘してゐるのに、大久保が頑強に辭退す

るので當惑してしまつた。大久保の參議辭退は、たゞ一應の辭儀ではなかつた。彼の文書中に『全體此度の事は、深慮これ有り何く迄も辭退の決心云々』とあるのを見ても明かである。然るに愈々已むを得ぬから拜命しようと内心覺悟しても、なほ容易には承諾を言明しなかつた。その譯は、三條は勿論岩倉と雖も、一旦決定した事は、如何なる困難が到來しても、決して變更せぬと云ふ見極めが付け兼ねるからであつた。丁卯ていねう（慶應三年）から戊辰ほしん（明治元年）の初にかけて、大丈夫と思うてゐたのに裏切られた事は屢々あつた。大久保は其れを忘れてゐない。深き仔細があつて一旦出ぬと決心した其の決心を翻ひるがえへすのは、よく〳〵の事であり、容易ならぬ覺悟を要するのであつたが、彼は到頭起つことに決心したのである。

御書面拜讀仕り候、今小臣進退に就き御旨趣相伺ひ候處、確定の御目的詳細示し聞かせられ判然了得仕り候、此上は御旨趣を遵奉し、これ命これ從ひ、謹劣を顧ず碎身仕るべく候、仍て御請け此くの如くに候、誠惶謹言

明治癸酉十月十日

利通

實美公閣下

具視公閣下

同日大久保は岩倉公宛に左の手紙を送つた。

尊書拜讀仕り候、御妨げ申上げ奉り候、扱て副島一條、別日に成され候云々、承知仕り候、昨朝兩公御揃ひの御序、御願申上げ、御許可これ有り候に付、今日御用召は同様たるべしと存じ居り候處、實に意外に存じ奉り候、伊藤の處は、今朝も御談合申上げ置き候通りにて、後日に御残し然るべき事に存じ居り候處、今日政府の御評議、何とか御子細これ有るべく、拜承いたさず候ては、甚だ不安心千萬、只々御約束の相違いたし候を、小生に於ては了解いたし兼ね候次第に御座候、明朝は六時半御光臨なさるべしとの趣畏まり奉り候、其上何も御細話拜承仕るべく候、尊答まで艸々此くの如く御座候誠惶

大久保は副島の任命の遅る、事を、左程には思はなかつたのであるが、約束の當てにならぬ事を、やかましく云つたのである。もうこそ安心と思つたのに、此様子では大事

の事も、どうなるかと、不安の念が兆したと見える。それ故、其の譯を承はらねば承知いたしませぬぞとの意を、暗に示したのである。實は三條は、誰れ彼れの言に耳を傾けて、左程でもない事を大に心配して、其の決心を搖がす如き事が屢々あつたやうである。心中は不同意ながら、岩倉に引きずられる事もあつた。此點に於て三條は最後まで、大久保を安心させる譯に行かなかつた。大久保が愈々參議拜命を決心してから、閣議に至る迄の兩三日間にも、大久保をして眉をひそめしむる如き事が、ちよい／＼あつた。此間に西郷から嚴重な督促があつて、愈々十月十四日に閣議が開かれる事になつた。此會議の公けの記録も有るかも知れぬが、吾々は其れを見る事が出来る。大體は大西郷全集に載せられてゐる如き事であつたらうと思はれる。其れによると、木戸參議の外、全閣員悉く列席し、先づ三條太政大臣から是迄の経過を報告して、閣員の意見を徵した。それが終ると、岩倉が悍然として起つて、次の如く述べた。

朝鮮に大使を派遣する件は、なほ熟議を要する、朝鮮の無禮は、さる事ながら、今大使を遣は

せば、之を殺すか、或は更に無禮を加ふるか、何れかであらう、それ故、大使を派遣する以上戦争は覺悟の上でなければならぬ。且つ又朝鮮の背後には支那もあれば露國もある、たとへ露國公使の口約束（露公使が我が外務卿に、露は決して朝鮮に手を出さぬと云つたこと）はあつても、本國政府は指をくはへて見ても居るまい。迂闊に手出して國家百年の大計を誤つてはならぬ。顧れば我が國の現状は人智いまだ開けず、國力は疲弊の極に達してゐる。況んや又樺太問題の如き急に解決を要する問題もある。此上戦争など起しては、實に容易ならぬ次第である。左様な無謀な議には、我等到底同意が出來ぬ。

西郷は直に之に應じて

樺太問題を片付けてから、朝鮮問題に及ぼうと云ふことなら、遣露の使節は之を不肖に任せられたい。しかし朝鮮へ大使派遣の儀は、八月十七日の廟議で、既に決定してゐるものである。今更その是非を議すべき事ではござらぬ。

岩倉は、すかさず答へた。

今日の廟議は何の爲めに開かれたので御座るか、其の事の是非を論ずる爲めでは御座らぬか、

樺太問題の處分は外務卿の任務で御座る。外務卿が命を奉じて露國政府と談判し、露國をして朝鮮に對する野心を絶たしめねばならぬ。但しそれには相當の時日を要する。我が政府は此間に内治を整へて、外征に耐へるだけの實力を養はねばならぬ。

この時、板垣は、樺太問題よりも朝鮮問題の方が急務であると論じ、大久保は、朝鮮問題は暫く時機を待ち、先づ内治を整へ、國力の充實を待つて後、海外に及ぶのが順序である旨を述べた。すると西郷は

時機は今である。一日を緩うすべき時ではない。内治の事は對韓問題進行中と雖も、遺れぬことはない。

と反駁した。大久保は

いや其れが問題である。若し談判が調はなかつたら、兵を動かすの外はあるまい。それでは實に國家の大事、内治の如きは、全く其の犠牲にならなければなるまい。

と應じた。西郷は

それは貴公の勘違ひぢや、此事は既に閣議を経て決定してゐる事である。
と蒸し返し、大久保は

前閣議はどうであつたか、其れは拙者共の知らぬ事で御座る。

と突放した。西郷は即座に

然らば貴公は、貴公たちの留守中に極めたのが、不服と言はしやるか、拙者共も參議で御座る。貴公等が不在ぢやからとて、國の大事を抛つて置いては、拙者共の職務が立ち申さぬ。留守の參議が皆集まつて極めた事に、何の悪い事が御座るか、三條太政大臣も御同意で、既に聖上の御裁可まで經て御座るぞ。

と反撃した。三條は心配げに頭を垂れてゐた。大久保は更に
拙者共の不在中は、大事件は極めぬと云ふ約束では御座らぬか。

と始めて切札を出した。西郷は『誰と左様な約束が御座るか』と押し返し、大久保は、
『留守の參議諸公と御座る』と應酬おうしゅうし、西郷は『誰かの發議で、そんな事もあつた

が、それは無理と申すもの』と辯じ、大久保は『今となつて其れは卑怯で御座らう』と
詰り、西郷は『控へなされ、誰が卑怯で御座る、貴公の心にお問ひなされ』と、憤然卓ふんぜんたく
を叩いて、息ははすんでゐた。その後暫くは、一言も發する者がなかつた。

その後の議事は茲に掲載をする程のものでない。此日は遂に何等決する所なくして
散會した。翌十五日の會議は、議論は既に盡きてゐるので、西郷は缺席したが、木戸以外の閣員は全部列席した。此日大久保は其の主張を一層強く繰返し、板垣と副島が之を
反駁した。三條と岩倉は其の裁斷さいだんに苦しんで、暫時、參議一同を退席せしめて、二人で
協議した。そして西郷の意見を容れねば西郷は必ず辭職する。然るに同人の進退は直に
國家の休戚きうせきに關係する。已むを得ぬから、西郷の意見を通させねばなるまいと極めて、
再び參議一同を呼び入れて、右の趣を申し渡した。大久保は『斯く御決定の上は、最早
拙者に於ては、何も申上ぐべき事はない、但し其の爲めに、拙者の意見は少しも變る所
は御座らぬ』と申し述べて退席した。大久保の日記によると、大久保は十四日の閣議の

形勢を見て、三條、岩倉の考が、或は動くかも知れぬと感じ、其の夜三條と岩倉に對して、もう彼は國策の得失に就いては申上げぬ。西郷の意見採約^{さいなふ}然るべしとの御考なら左様なさるゝが宜しい。但し其れに拘はらず、私の意見は聊かも變る所はありませんとの意味を述べたものと察せられる。十五日の閣議で、一層強く其の意見を主張したのは、多分その爲めであつたらう。

一日おいて、十七日に又閣議が開かれた。西郷は早朝から出席してゐたが、岩倉と大久保は出席せぬ。大隈、大木も缺席した。三條は出席の閣員に對して、「國家非常の大事件は、閣員總出席の上、評すべきである。然るに今日は、征韓說の閣員のみの出席で、反對說の閣員は一人も出席がない、就いては、もう一日開議を延期する外はない」と告げた。しかし西郷は中々承知せぬ。三條は只々歎願するのみと云ふ態度であつた。西郷は態と三條に摺り寄つて、日本建國以來の立場、對亞細亞の經綸から、對露對韓の關係に至る迄最も眞面目に論述した。そして最後に

今、拙者の申す事を聽かれぬと、後日に及んで、今の倍も、又その倍も骨の折れる時が來ますぞ、貴公は拙者より十一歳も年下ぢやから、孰れ拙者より跡まで生き残られる事であらうが、只今拙者が申した事を能く覚えてゐて貰ひたい。

と附け加へた。此日も亦何等の結果を見ずして散會した。但し西郷は「明日は、どんな事があつても必ず奏聞する」と言ふ言質を、三條から取つて置いた。それでも西郷は尙ほ不安心に思うて、是迄の顛末書を作つて三條に送つた。その末段は次の如くであつた。

(上略) 未だ十分盡さゞるものをして(武力を示さずして、盡さるゝだけの手段は盡すべしとの意ならん) 彼れの非のみを責め候ては、其の罪を眞に知る所これなく、彼我ともに疑念致し候故、討つ人も怒らず、討たるゝ者も服せず候に付、是非曲直、判然と相定め候儀、肝要の事と見据ゑ建言いたし候處、御採用相成り、御伺ひの上、使節私へ仰せられ候筋、御内定相成り居り候次第に御座候、此段成り行き申上げ候、以上。

段二 第議閣

十七日に至り大久保は辭表を上り、木戸も亦辭表を差出した。前記閣議に關する記事は、主として大西郷全集に據つたのであるが、實際あの通りであつたか否かは、聊か疑もある。大久保利通傳に據ると、大久保は閣議に際して、西郷に向つて意見を述べずして、岩倉に向つて自説を述ぶる態度を取つたとある。著者勝田氏が自己の想像で、あんな風に書いたものとは思はれぬ。何か據る所があつたのに相違ない。大西郷全集の記事に見ゆる如き心持は、多少兩者に有つたでもあらうが、向き合つて、あんな言葉を取り交はしたと信するには聊か躊躇する。『貴様は卑怯だ』、『ナニ卑怯とは貴様の事だ』などと云ふのは、通常人の用ひられる臺詞である。こんな言葉を用ひて、議論を上下したのでは、議論の品格も下り、又少しも腹藝が見えて居らぬ、元來西郷も大久保も腹藝の大家なのである。

三條は恐らくは、十七日の夜、岩倉を訪うて、十五日の閣議の次第を述べ、西郷の顛末書をも示して、今となつては、之を奏聞する外に策なき旨を説き、岩倉の同意を求め

段二 第議閣

たものと察せられる。然るに岩倉は其れに同意しなかつたらしい。三條は已むを得ず、其の儘歸宅すると、大木が來訪して、種々意見を陳し、やがて兩人同道して、再び岩倉を訪ひ、徹宵議論を續けたが、其れでも岩倉は動かない。遂に又歸邸して參内の用意中急病を起して人事不省に陥つた。その爲め西郷の方でも困つたらうが、その反対者の方でも同じく困つた。

二十日、車駕^{しゃが}三條邸に幸され、親しく三條の病状を聞召し給ひ、それより岩倉邸に臨ませられ、左の勅語を賜うた。

國家多事の折柄、太政大臣不慮の病患に罹り、朕深く憂苦す、汝具視、太政大臣に代り、朕が天職を輔け、國家の義務を擧げ衆庶安堵候様、黽勉努力せよ。

以上の成り行きは大久保の發意であつた。二十二日大久保が岩倉に送つた手紙の末段に扱も明日の處、國家の安危に係る御大事、唯々御一身に基する一舉と存じ奉り候、去りながら不拔の御忠誠、必ず御貫徹あらせらるゝ事と、毫も疑を容れず候、つらゝ往事を追憶すれ

ば、丁卯（慶應三年）の冬、御奮發、一臂の御力を以て其本を開かせられ、終に今日に立ち至り候處、豈に圖らん、此くの如き大難を生じ、偶然御責任に歸し候も、畢竟天賦と云ふべし、是れ閣下をして始終を全うせしむるの意乎と愚考仕り候、實に御大儀ながら御負擔下され候様千祈萬禱仕り候、誠惶頓首

文中『疑を容れず』の一句により、大久保には尙ほ一點の不安があつたと察せられる。然るに岩倉の返事は左の通りで、今度と云ふ今度は、書面の文字通りに實行し、相手方の西郷にさへ褒められたのであつた。

來翰一見、昨夜は御苦勞に候、その砌の二冊御返正、落手せしめ候、明日云々の事、敬承、不肖實に恐縮の至りに存じ候へ共、不拔の覺悟、決して御懸念下されまじく候、御請けまで此くの如く候也

西郷は副島、江藤、板垣を同道し、明日を待たず岩倉邸に赴き、西郷先づ口を開いて

朝鮮遣使の儀は、太政大臣すでに之を決し、將に十八日を以て上奏、宸裁を仰がんとせられた參議をして之を攝行せしめらるべし。

と述べた。岩倉は之に答へて

かゝる大事は攝行せしむる譯に行かぬ、且つ予が三條と意見を異にするは、卿等の既に知悉をして、徒らに時日を遷延せしむるは、國家の長計に非ず、敢へて請ふ、閣下明日を以て、發令の順序を決定せられん事を、若し閣下も亦疾病の故を以て、朝參する能はざる時は、宜しく參議をして之を攝行せしめらるべし。

と宣した。之に對して江藤は

代理人は本人の意思を實行すべき筈で、代理人自身の意見を行うて、本人の意思を顧ぬのは不條理である。且つ兩説を併せ奏して宸斷を仰ぐのは、責任を皇上に歸し奉る結果となり、輔弼の臣の取るべき道でない。

と突込んだ。岩倉は又之に應じて

予は三條に頼まれて、彼の代人となつたのではない、聖旨を奉じて太政大臣の代理を勤むるのである。本人の意思以外の事をなしてならぬ道理は決して無い。たゞ輔弼の臣たる職分を盡す迄の事である。既に諸参議の意見が一致せぬ以上は、兩説を併せ奏して、宸斷を仰ぐ外に途はない。この際、尋常の事例を以て論ずるのは不當である。

と反撃した。それに續いて尙ほ激論もあつたけれども、岩倉は『諸氏が何と言はれても、予の目の玉の黒い内は諸君の思ふやうにばかりはさせぬ』と断言した。そこで一同は『それでは致し方なし』と退去したが、この時、西郷は『右大臣ドンな、能く踏ん張りやつた』と嗟嘆さたんしたのであつた。

岩倉は四参議が辭去した後、直に大久保に書を寄せて、四参議と議論を交へた事を報じた。その中に

どんな事があつても、自分の意見も併せて奏上すると主張した處、四人は『それでは致し方な

し』と相分れ候。彼等より進退の咄も持ち出さずして引き取り候、その様子にては、恐らく赤阪（皇居所在地の意）出張も計り難く存じ候。別紙徳卿（宮内卿兼侍従長徳大寺實則のこと）御返事、御一覽置き給ふべく候。

とある。西郷等が直接拜謁を願ひ出で、直に宸裁しんさいを仰ぐ如き事あるやも計り難しと考へて、徳大寺に警戒の手紙を出し、徳大寺から其返事が來たのであらう、大久保は岩倉の此手紙に對して、『大丈夫ではありませんけれども、餘程御用心なさらぬと、あぶないですよ』と云ふ意味の手紙を出してゐる。是れ迄に多くの「ならず者」と接觸した人の用心は、又格別である。

岩倉は二十三日に參朝して、具つさに三條及び西郷等の論旨を陳奏し、それについての意見書を上つた。聖上に於かせられては

國家の大事たるにより、朕之を熟思し、明朝を以て之に答へん
と勅し給うた。西郷は此日、病氣の故を以て参議、陸軍大將、近衛都督を辭するの表を

上つた。翌二十四日、後藤、副島、江藤、板垣も亦辭表を上つた。

二十四日御召に由り、岩倉が參内すると、左の勅書を下された。

朕繼統の始より、先帝の遺旨を體し、誓て保國安民の責を盡さんとす、賴に衆庶、同心協力、漸く全國一致の治體に至る、是に於て國政を整へ、民力を養ひ、勉めて成功を永遠に期すべし、今汝具視の奏狀、之を嘉納す、汝宜しく朕が意を奉承せよ。

岩倉は早速、勅書の寫しを、大久保、木戸、西郷、副島、後藤、板垣、江藤へ使を以て届けさせ、同時に木戸、大久保へは辭表却下の旨を、岩倉より通じた。

西郷には二十五日、左の辭令が下つた。

參議近衛都督免せらる、陸軍大將故の如し

副島、後藤、板垣、江藤へは、參議を免せらるゝ旨の辭令が下り、同時に御用これ有り、東京滯在命せられ候事と云ふ命令があつた。即ち所謂「足留め」である。

岩倉は、西郷の進退については、殊の外、心配した。その大久保に送つた手紙に『一

度議論が合はなかつたからとて、それ切りで直に別れて仕舞ふのは、實に殘念である。

貴殿と西郷、木戸の三人は、御引き留めに相成り、速に出勤相成るやう、取り計らひたい心得である』と書いてゐる。之に對して大久保は西郷の爲めに次の如く辯じた。

御尤もの御趣意に候へ共、速に辭職（西郷の）御聞き届け之れ無くては當人の爲めに宜しからざる儀これ有り、内願仕り候次第に御座候。去りながら、何も御氣遣ひ下され候様の事は御座なく候につき、其段は御安心下さるべし云々。

岩倉は西郷について、どう心配したのか分らぬが、大久保は西郷が『何をするか分らぬ、苟も意に満たざる所あれば爲さざる所なしと云ふ類の人物』でない事を保證したのである。「知己」と云ふのは、こんなのを謂ふのである。一から十まで意見を同じうするのが、「知己」の必要條件ではない。大久保は飽く迄、西郷の人物を信じてゐたのである。然るに明治十年その確信が裏切られた時、大久保は両手で顔を掩うて、シクシク泣きじやくりつゝ、縁側を幾回となく往きつ戻りつしたのであつた。これは確かな事實であ

る。大久保の胸中はたゞ千萬無量で、泣くより外に仕方はなかつたのである。

近衛將校の慰撫

廿五日、徳大寺實則は旨を奉じて、近衛將校の陸軍少將篠原國幹、中佐白戸隆盛、山地元治、北村重頼、少佐萬年千秋、岡澤精、山口素臣、黒木爲楨、吉松秀枝、興倉知實、岩崎長明、大尉江田國通を召したが、國幹は病と稱して朝せず、上、小御所に出御ましまし親諭し給うた。勅語に曰く、

西郷正三位病氣に付、辭表の趣ありて、參議近衛都督等を差免じ、尤大將如レ舊申付置けり、元より國家の柱石と依頼致すの意に渝ることなし、皆々決して疑念を懷かず、是迄の如く職務を勉勵せよ

此時、西郷、桐野等は、辭表を上りたる儘、歸國したとの風説を信じて、鹿児島出身の

撫慰の校將衛近

近衛士官は、急遽歸途に上つた者が百餘人あつた。そこで廿九日、實則は又旨を奉じて篠原以下百四十餘人を招いた。篠原は此度も病氣なりとて參朝せぬ。其他にも病氣なりとて參朝せぬ者が多かつた。上、また小御所に出御ましまして、佐官に親諭し給うた。勅語に曰く、

汝等を呼出したる趣意ハ、書面之通なり。是れ國家の重事に關し、容易に示諭すべきの譯に非ずと雖も、近狀聞込の儀もあれば、朕憂慮の餘、汝等迄に之を示さざるを得ず。汝等此旨趣を以て隊下一同へ懇諭し、朕が意を奉讀せしめ、一層勉勵せしむることを得バ、満足に堪へす。聞く汝等の内、病を抱ける者ありと、朕が意を了して、力疾勉勵すべし

實則は勅書を授けて、之を拜見せしめた。其文に曰く、

一新の業、日洽からずして、未だ其半に至らず。今や一層努力するに非すんば、成功期すべからず。況んや北地の事情、其餘國事多難、内外不容易形勢に際し、朕深く之

を憂ふ。汝等宜く朕が意を體認し、一層勉勵其職を盡さんことを望む更に親諭があつた。勅語に曰く

前件に付、陸軍官員の中より、遠地に派出すべし、猶追て達すれば、心得迄に内示するなり

又尉官にも親諭し給うた。勅語に曰く

只今委曲の趣意、佐官中に示諭す、汝等之を了得し、一層勉勵其職を盡さん事を望む近衛將校中、辭表を差出した者は願の通り免官となつたが、前記親諭に依つて、辭表を取戻した者も少しあつた。決意の堅くない者には親諭の效があつた。然し鹿兒島出身の者は多くは歸國して近衛の士官は少くなつたとの事である。

西郷は辭表を差出すると、すぐに見えなくなつた。それが爲め、歸國したとの風説が立つたのだが、實は向島邊の舊庄内藩出入の米屋の別荘に居たのださうな。廿八日になつて、品川沖から乗船し歸途に上つた。忘義唱和平秦檜多遺類と咏じたのは、此の歸

りの途上で之事だつたらう。西郷にはそんな氣分がしたのだらう。「陸軍大將故の如し」の數字は大久保の發意たる事前記の通りである。實に萬斤のビストンの響を聞く思ひをする。これが征韓論の幕であつた。

征韓が實行されたとしたら

日本の領土擴張の爲め、其第一歩を朝鮮に印するの利害得失が、始めて内閣の議に上つたのが即ち「征韓論」である。一方では、急がねばならぬ。延ばすのは大によくないと云ふ。一方では、もつと國力が充實してからでなくてはいかぬ、今では尙ほ國力が足らぬ。芽の出かゝつた少々の産業さへ其の芽を摘み取らるゝ事になつて後戻りする。順序が違ふ。と云うて反対した。此時は順序を追うた方がよかつたらうけれども、理論としては、順序説は必ずしも墨守すべきものではない。之を證明すべき事實は頗る多い。よい道路が出來てから車を用ふるのが順序と云はねばなるまいが、日本の様な國には、自動車を持つて來ても仕様がないと云ひたくなる。然るに自動車を使用する様になつて、道路がよくなつた。人力車は坂の傾斜を緩にした。馬車が又道路をひろげ、且つ傾

斜を緩にした。

予が官途に就いて間もない頃、樺山將軍が「秋月さん、家屋敷は作つちよくがよかど。借錢してもナ一。錢は自然に浮いて来るもんぢやなかど。借錢な、もどさんにやならぬ、からナ一」と云うて下さつた事がある。其時は左まで感心もしなかつた。自分の邸宅を持つ様な事が、一生の中にあらうとも、思はなかつたからでもあらう。然るに邸宅の事はどうでもよいとして、此考へ方の應用は實に廣い、樺山さんは軍治、政治、其他諸般の上に、之を應用されたのであらうが、予も年を取るに従つて、益々感心を深うする。あの時、西郷の意見通りに行はれてゐたら、大陸政策上、今日は大に樂をしたのに、惜しい事だつたと云ふ者が澤山ある。予はさうは思はぬ。あの時やつても、今日は何の痕跡も残つて居るまい。何も殘らぬ而已ならば、害は小であるが、あの時やつてゐたら朝鮮から、延いては極東世界の問題に拍車をかける譯になる、攫み取つて、之を保有する力の足らぬ内には、爪牙は示さぬものである。むしろ問題を眠らしておく事を考へね

ばならぬ。極東の事は今暫く暗がりにして置くべきだつたと思ふ程である。日本は既に世界の大問題に拍車をかけた。若しも日本が今まで何もしなかつたら、歐洲の現在戦争は起つてゐなかつたであらう。あの時朝鮮征伐しても、今は跡形は残さなかつたらうけれども、西郷は自分の血で、朝鮮の土地を染めておいたら、早晚日本の物になると信じてゐたかも知れぬ。但し是れは議論の範圍外である。

征韓論人物短評

い、三條 實 美

此御方は、朝鮮に關する政策に付て、問題の置き様に關する良い意見を有つてゐられた。之について岩倉へ示された書き物がある。然し即今、朝鮮問題を如何に解決したらよいかに付ては、定見はなかつたのではないか、その點は大に疑はれる。

三條公の頭には、西郷問題しか無かつたのではないかと思はれる、西郷は其處を見ぬいてゐて、三條公を苦しめたかに見える、公の考が幾度も變つたのは、その爲であらう。失禮ながら、征韓論に關する限り、公には惑星と云ふ名稱が獻上したくなる、御自分の事が、どうのかうのと云ふ考は、少しもなかつたと思ふ。實に尊い事である。

ろ、岩 倉 具 視

此人物は三條とは違つてゐた。此人があなくては、大久保の意見を貫く事は出来なかつた。但し征韓論に關しては、大久保、木戸の意見の外に、岩倉自身の何物かがあつたらうか、恐らくは別には無かつたのであるまいか。

後に大久保の意見書の一部を載せるつもりだから、此事はそれに譲る事にする。尤も太政大臣代理として宸裁を仰ぐ時に差上げた意見書が二つあるが、征韓問題に關して特記する程の事はない。岩倉も亦、一身上の利害などは、少しも念頭になかつた。成るべく穩かに纏めたいと云ふ考は兩公に共通であつた様である。唯その程度に差があつた迄であらう歟。

は、板垣退助

板垣は領土が取れるものなら、取るべしと云ふ考であつて、別に仔細はなかつたのであらう。裏も表もない征韓論者であつた。西郷は絶えず何等の掛念もなく種々の仕事をも心配になつたと見えて、西郷に其不審を持ち出して見た。

之に對する西郷の返書は、その意味が中々分らぬ。陽明學か禪學の大家でばしなくては、一般の者には分るまい。あんなに死にたがるなら、死なしてもよいぢやないかと云つた人もあらう。又ナアニ死ぬ様な下手な事をするもんかと云つた者もあつたらう。

に、副島種臣

副島の征韓意見は如何。それは大體板垣のと同じであつたらうか、但し副島はどこ迄も學者であつた。而も漢學の大儒であつた。長崎で英語を學び、西洋人にも接してゐる。外務卿となつてからは、常に歐米の顧問が附いてゐた。英書も讀めたかも知れぬが、和漢譯の洋書は澤山讀んでゐた。けれども頭は何處も儒者の的であつたと思はれる。

故に彼の帝國主義は古典的帝國主義だつたと云ふべきであらうか、若しも副島に向つて、西郷は自ら朝鮮に使ひせん事を求めてゐるが、一體あれは善い事が悪い事かと問ふたら副島は多分かう答へたらう、「一身は軽いものだ、唯道に従ふのみである。西郷の求むる所は、決して道に反しないから、自分は之を止めない」と、事もなげに答へたであらう。「先生も前には、自ら使節たらん事を望まれたが、先生も死なれる御考でしたか」と問ふたら、副島は『勿論くそ』と答へて微笑を洩らしたであらう。

ほ、江 藤 新 平

江藤が真心で外征を求めてゐた事は疑はれぬ、彼は死に臨んで、海を越えずに死ぬのが殘念だと嘆んだと謂はれる、如何にもさうであつたらう。彼の帝國主義には、西洋氣分を多量に含んでゐた。それは彼の氣質が然らしめたのであり、又佐賀學の影響もあつたらう。副島にも、佐賀學のほひがするけれども、感受性が別だから、育ち様も

亦別である。

江藤は又西洋學も出來、彼地を踏んだ若い逸物同藩の香月經五郎、山中一郎、日向飫肥の小倉處平等を愛し、見聞談や議論に耳を傾けたから、彼等より得る所もあつたらう。江藤は外征に依つて、薩長二藩の勢力を打破する迄には行かなくとも、少くも之と頗頗する迄に至りたいとの考があつた、此目的の爲に、大隈の袖を引いて見たが大隈は應じなかつた。江藤は西郷使節の事はどうでもよい、征韓が行はれさへすればよいとの考であつた。岩倉への手紙の中に

『或ハ又討鮮の儀ハ、名義ハ既に十分に付、西郷の不服を御顧み之れ無く、使節御止め、即今より直に討鮮御決定ありて、其御運これ有り候はゞ、是れハ又一條の道理に御座候』とある。江藤には西郷は氣を許してゐなかつたらしいが、其筈である。但し江藤が征韓其事に熱心であつた事は確かである。若し江藤等が西郷抜きで征韓をやれば、薩に對して一層威張れる譯であつた。兎も角一と筋繩ではいかぬ男であつた。彼は智慧

もある様に見えたが、それ程ではなかつた。と云ふのは、前記の手紙の趣によると、彼は岩倉が外國出兵、其事に大反対の事を知らぬのか、又西郷を向ふへ廻はしては、岩倉の難有味は半減するのだから、江藤の意見を容れぬ事は明かである。江藤には其の後にまた手があつたのであらうが、とかく大久保と云ふものが、江藤の目の前にチラついて氣になつて仕方がなかつた。大久保の方でも、之を感じて居たらしい事が見える。こんな事も江藤が征韓を主張する原動力に加はつてゐると見て然るべきである。

ヘ、後藤象二郎

後藤には、朝鮮の事なんかは、どうでもよかつたのである。何の爲めに征韓を唱へるかと問はれた時、後藤は兎に角、西郷がやられたら、跡は面白くならうぢやないかと、事もなげに云つたとある。又或る書には唯單に、兎に角面白いぢやないかと云つたと見ゆる。同一の話が、詳略二様に傳へられたのか、或は別の話か知らぬけれども、後藤の

腹の底は、この邊であつたらう。

慶應三年から四年にかけて、岩倉大久保を相手に鬪つて、すばらしい腕前を示したが、遂に負けた。力が足らぬのでも、下手にやつたのでもなかつた。又其れを含んだり怨んだりする様な男ではなかつた。然し春場所ではやられたが、夏場所では位の意地のない男ではなかつた。そんな事が征韓論で、西郷に與みするに至つた所以であらう。

後藤と江藤が參議になつたのは、西郷が之を與へたのか、抑々二人の者が之を求めたのか、二人は温良恭儉讓を以て、之を得たのでは勿論ない。何とも云ふに云はれぬ奇計を以て之を得たのであり、又之を求めたのであらう。所謂彼の世人の之を求むるのとは全く異つてゐたのであらう。西郷は萬事をよく承知の上で、半分は騙された様な顔をして二人に參議を與へたのであらう。

と、西郷隆盛

侯爵大山は、或人の間に答へて、征韓論は舊兵隊の爲めだつたと、はつきり云つた事は、全く確かな事で、親密で且つ信用も得てゐた大山の言に疑ひは挿まれぬ。此人ほど西郷の事を能く知つてゐた人は外にない。唯弟従道のみが大山と同列に置けるだらう。舊兵隊の始末に付ての苦心談は、度々聞かされたに相違ない。外患でもあつてくれゝばよい位の事も聞いたらう。朝鮮の事も聞いてゐたかも知れぬ、それに拘らず予の所見は前述の通りである。

大山の話はそれとして、西郷の征韓は大陸經略の第一歩として目論んだのだといふ事もよく聞く所である。世間一般にはそれで通用してゐる。西郷自身から其話を聞いた人もあつたに相違ないと、予は信する。但し其證據は有たぬ。けれども、若し聞いた人があつたら、西郷は大陸經略の爲めに征韓を主張したのだと信じたらう。誰でも各其聞いた分を全部と思ふのである。閣議の準備として西郷が云うたのでない以上、それが全部とは云へぬ、それにしても疑は尙ほ存し得る。西郷は思つた事の端緒位しか、口に出さぬ場

合が多かつたらう。その爲め其の考が正解されずに、人を誤り、又自分の迷惑にもなつたと思ふ。外征の事を聞いたのは主として舊兵隊側の者であつたらう。西郷としては成るべく考を外に導いて、内政を亂る事ながらしめようと云ふ考も加はつてゐたのであらうが、聞く者には其邊の辨が、極めて不充分であつたらうから、大なる間違ひとつたのではあるまいか。

教ふる人は、教へらるゝ者の感受性を、よく考量せねばならぬ。智仁勇の三徳の間に、輕重のない事は、よく教へて置いたからとて、其儘では教育家の義務は済んでゐない。聞いた者に、どう響いたかと、篤と點検して見た上で、また施す所がなくてはならぬ。西郷に其邊の注意が届いてゐたらうか、生意氣ながら少々疑ひたくなる。西郷は何事も皆迄云はすに半分か三分の一で、止めて置くのみならず、たまには云つた方がよかつたらうにと、我輩に思はるゝ事を、少しも口外しなかつた事もある。例の西郷暗殺云々の事の如き、大久保がそんな馬鹿な事をせぬのを知つてゐる者は、西郷に及ぶ者は

ない。然るに夫について、西郷は唯の一言も云うて居らぬのみならず、何だか信じたらしいやうな顔をしてゐた様である。其處にどんな深い考があつたのか、燕雀の我輩には分りかねる、六年九月十二日附の別府晋介への手紙の中に

『先日ハ北村參り候て、是非つれ行き吳れ候様申し候に付、いまだ發表にハ不_ニ相成候故、其節に至り候はゞ、都合いたし可レ申旨返答いたし置申候、土州人も一人ハ死なせ置き候はゞ、跡がよろしかるべしと相考へ居申候、此節ハ第一種蒔に御座候間、大に跡の爲めに相成候はんと相考居申候、如何に被_ニ思食_ニ候哉、貴兄之御考も承り度相考居申候、可レ宜御見込候ハゞ、直様其方に振向ケ可申、何分御返事奉レ待候』とあるが、これは西郷が使節に立つ時の隨行者の事である。跡がよろしかるべしと云ふ此跡とは、どんな意味か、「此節ハ第一種蒔」とあるを見れば、前に述べた如く、朝鮮の土を血で染めて置く事ではあるまいか、西郷には深い考があつたらうが、それは多くの人には分らぬ、舊兵隊始末の爲めに朝鮮征伐を思ひ付いたと片付ける譯には行くまい、大山にあんなに

云つたのは何か外に譯があつたのではあるまいか、序に申す城山で「然らば御免」との一言と俱に、西郷の頸に刀を下したのは別府であつた。又『征韓論に付いて、別府が大に西郷の謀議を助けた事はよく知つて居る』と、板垣が云つたと、大西郷全集に見えてゐる。

在歐中の大久保に寄せた西郷の手紙中に、「破裂彈中に晝寢致候」とある。これは近衛都督になつた時の事である。近衛兵の不平の甚しかつた事が、これで分る、同じ手紙中に『此三縣（薩長土）の兵が、天下に大功ある譯にて、廢藩置縣の一大難事も、これが爲め難論を起し候處も無之、誠に王家の柱石にて御座候、此の如き功績これあるものに、疵をつけ候てハ、殘念の至御座候間來春迄にハ、悉皆解放致し候賦に御座候』とある。是れは近衛兵としての始末を談するので、舊兵隊全部の事でもなく、又その解放後の處分の問題もあるのである。ともかく西郷は兵がかはゆくてたまらぬのである、それを去勢して駕御したくないのみならず、武勇の氣風は益々養ひたいのだから、苦心は一

と通りでなかつた。つまり能く遣りおほせなかつたと云うて然るべき歟。西郷は、岩倉大使一行の出發に臨んで、出る者と、殘る者との間に、箇條書きにした約束書がある。然るに西郷は全然之を無視したとしか思へぬ。此心理は我輩には讀めぬ、實に西郷にも似合はぬ事と迄思ふ。副島はこの約束には加はらぬとて、大に頑張つたる由、それは尤である。西郷は何とも云はなかつた、多寡をくくつて居つたのだらうとか、英雄欺^レ人の事が西郷には少くない、西郷が朝鮮問題を、實際問題として取り上げることに極めたのは、いつだつたか、これが分ると、西郷の心理を解する上に、大に便を得るけれども、予は其れに必要な材料を得ることが出來なかつた。又測定する力もない。

島津齊彬は徳川齊昭に、「私の家來に西郷吉之助と申す者がござる、役に立つ者でござる、然し癖がござる、私でなくては使へませぬ」というたとの事である。してみると、西郷は繩のいる人物と、齊彬は鑑定したものと見える。

ち、大久保利通

大久保は、岩倉大使一行に、副使の名義で、四年十一月米國に向つて開帆した。廢藩といふ事は實に重大な處置であつた。大名の行列を見た事のない者には、餘つ程考へぬと、その重大の程度が能くは分らぬ、廢藩置縣の詔命が下つたのは、四年六月である。大久保は、もう大丈夫と、見定めをつけたに違ひない、其後半年たつかたたぬに、海外に出て行くとは、大膽か輕率か、又は無責任か、その外には出でぬとの批難もあつた様だが、無理な批難ではない。従つて一人として之を止めぬ者はなかつた。岩倉もとめた、伊藤も止めた、西郷も止めたとの事である、元田永孚もとめた、大久保は其理由を委細岩倉に説明し、是非やつて貰ひたいと頼んだ、其理由は察する所、日本の組織に取り掛らねばならぬが、それはどうすればよいか、胸中既に案はあるけれども、一度親しく歐米の地を踏んで、ざつとでも實際を視ねばならぬと考へたのだらう。

廢藩置縣を以て、舊物の片付は終つた。これから建設である。のろ／＼してゐる譯に行かぬ。一日でも早く取りかゝらねばならぬ、一度歐米を視て、自案の可否も考へねばならず、さうして着手してよい事には、早速着手せねばならぬけれども、これも一度歐米を一見した上にしたい、既に馬種改良にも着眼して、少しはやりかけた、監獄改良も考へてゐた。そんな次第で西洋に行かぬ譯にゆかぬ、又延ばす譯にも行かぬ、これが大久保の胸中だつた、と予はかう見る。そんな考で勉強して、視察して居る處に、急いで歸れとの太政大臣よりの命令が來た。どんな譯かは察しては居つたが、歸つて見ると容易ならぬ形勢である。西郷も大概にしておいてくれ、ばよいのに、それが西郷の例のくせである。征韓論の勢は決して侮る可らず、大久保は西郷に對坐して説いたけれどもいつかな聽かぬ、終に宸裁しんさいを得る迄に至つた。大切な人物を、死なして済むものかと思うに相違ない、西郷派遣の事は、岩倉の歸朝を待つて審議した上、更に奏聞せよとの保留は三條の考で出來たのかも知れぬが、大久保の手が入つて居ないとは、誰が斷言し

得るだらう。宮内省には吉井幸輔も居る、此考案が成つて、吉井等に之を授けて、當分用はない考へて、東京を去り、温泉に行き、關西迄もいつた。岩倉が歸る迄用はないと思ふたからであらう。而して岩倉が東京着の二三日前に東京に歸つた。

高島鞆之介は、大久保が征韓論に反対したのは、西郷を死なすまい爲めであつたと、或人に明言したる由、大久保利通傳に見ゆる、然し予はそれもあつたに相違なからうが征韓其事に大反対だつたのだと信する、西郷を助けん爲めに、自分の大切な身を捨てる迄にいたつた筈はない。日本を自身の双肩に荷ひながら、死を決する筈はない、大久保は實に死にたくないと彼の遺書中に云うて居るではないか、それは日本といふ物があるからである。死を決して參議の職に就いたのも、日本の爲を思つたからである。左に其意見書の大部と遺書の全文を載する。

人氣は西郷に在つて、大久保にはあまりない、そんな事はどうでもよいが、大久保は楷書である。おもしろ味は少い、専門家でなくちや味へぬ、又能樂に比すべきである、

大衆には味へぬ、觀るのにも骨が折れる、靜かに味はねば、味はわからぬ、但し味ひ得れば其の味は無量である。

遺書

在米の二人の子に宛てたるものなるべし

拙者事、丁卯の年御一新之際に當り聊微力を盡し候廉を以て誠に分外に御拔擢を蒙り參議大藏卿を經歷し重ねて今般參議拜命致候實以恐惶至極之仕合に候、全体此度ハ深慮有之何く迄も辭退の決心に候處即今形勢内外不可言之困難皇國安危に關係するの秋と被察然るに此難を逃け候様の譯に相當り候ても本懷にあらず且謗劣之一身上進退之事を以て國家之大事遷延相成候様にても多罪を重候儀と愚考致斷然當職拜命此難に斃れて以て無量之天恩に報答奉らんと一決致候、然りといへども全國前途之目的を以て論し候時は小子の存慮目前之事故を以て一朝にして輕舉するの意に非す、十年乃至二十年を期して

大に爲す事あらんとす凡國家の事は深謀遠慮自然之機に投して圖るに非ざれば成す事能ハさるや必せり、由て今安んして地下に瞑するに至らず候得共拜命前熟慮に及び此難小子に非されば外に其任なく殘念ながら決心いたし候事に候、乍去小子天恩を負戴候事は實に不容易次第殊に明世之時に遭遇し身後之面目何事か之に如かんや小子一身上に於てハ一點之思殘候事無之候只企望する處ハ小子愛國之微志を貫徹して各憤發勉強心を正し知見を開き有用之人物となりて國之爲め盡力して小子が餘罪を補ひ候様心掛可被申候彦之進殿伸熊殿ハ米國に在て勉學未タ二か年にみたす候得共其成進人に後不申候由追々歸朝之人々より傳承小子が歡び意外に在り此上愈以精勵成業可致候小子が事變を聞て外國に在るハ可驚候得共小子か膝下に居候ても姑息を以て歡とする事なし（以下缺）

意見書

三條岩倉に示したるものなるべし

凡そ國家を經略し其境土人民を保守するには深慮遠謀なかる可らず、故に進取退守は必ず其機を見て動き其不可を見て止む耻ありといへとも忍び義ありといへども取らす、是れ其輕重を量り時勢を鑑み大に期する所以なり、今般朝鮮遣使の議あり未た俄に行ふべからずとせし者は其宜く鑑み度るべきものあるを以てなり、故に其旨趣を左に

第一條

皇上の至徳に依り天運を挽回し非常の功業を建て今日の盛を致すと雖御親政日尙淺く政府の基礎未だ確立せず、且一旦にして藩を廢し縣を置く等實に古今稀少の大變革にして、今日都下の形體を以て臆見する時は既に其事業結尾に至るが如しといへとも、四方邊隅に至てハ又之が爲め所を失ひ産を奪はれ大に不平を懷くの徒實に少からず。然りといへども政府の基礎に於て未曾て甚しき變動なく又鎮臺等の設ありて之に備ふる嚴なる故に、鼻息を屏めて隙を窺ひ未た重大の患難を生することなしと雖若し乘すべきの間あらば、一旦不慮の變を生するも亦測るべからず。然るに、只眼前其形なきを以て既に憂ふるに足らずとし、後患を思ふことを忘るべからず。且維新以來新令多く下り舊法全く變する者不妙して全國の人心未だ安堵に至らず、常に疑

懼を懷き一令下れバ俄に能く其趣旨を了解する能はず。殆んど路傍に方向を失するの觀あり、則一昨年より今歲に至るまで或ハ布令の意を誤解し或ハ租稅の増加せん事を疑ひ邊隅の頑民容易に鼓舞煽動され騒動を起すにより、止を得ずして鮮血を地に注ける事既にいくばくぞや、是れ實に能く慮るべき所のものにして、未俄に朝鮮の役を起すべからずとする所以の一なり。

第二條に、日本の財政の狀況を示す、第三條、產業を起し少し芽を出しかけたるものあり外征の爲め挫折せらる時は非常にあとなるを憂ふる旨を述ぶ。第四條、輸出入の不平衡の金貨外に流出す。第五條、日本朝鮮と戰はゞ魯、英は漁夫の利を得べし。第六條、外債を募るべきは英國なり。日本既に負債あり、償却を怠る時は干渉せらる。

第七條

我國歐米各國と既に結ひたる條約は不平等のものにして獨立國の體面を傷ぐること少からず。且つ經濟上の不利少からず、加之英佛の如きは我内政未だ齊整せずして、彼の國民を保護する能はずとして、現に陸上に兵營を構へ兵を屯せしめ我國を視ること屬國の如く、國辱の甚しき

ものなり。之をしも忍ぶべくんば何をか忍ぶべからざん、條約改正の急にせざるべからざる所以なり、然るに改正の期既に近し、之が方略を立てさる可けんや。是れ急中の急なり。朝鮮の役起すべからずとするの七なり。

朝鮮の傲慢無禮黙視すべからずとする者あれども、未だ兵を出して之を征するに明かなる名義なきを以て、今般特に使節を派し其接遇の情形に従つてハ則ち征討の師を起さんとす。然るに輓今彼國が我國に接し又米國の使節に對したる所爲を見るに、其接遇の好きを期す可らさるや必せり、故に使節を發せんとせバ先づ開戦の説を決せざるを得ず。朝鮮の我國を侮慢するやや忍ふ可らずとする論ありと雖、今般遣使の議の由て起る所以を察するに、今特命の使節を派し其接遇傲慢無禮以て兵端を開くに確然たる名義を與ふことあらバ、則ち征討の師を出し其罪を問ふべしとするの意に似たり。果して然らバ、既に今日に於て已むを得ざるの理由ありて此役を起さんとするに非ざるや固まり明かなり、然るに今國家の安危を顧みず、人民の利害を計らず、好んで事變を起し敢て進退取捨するの機を審にせざるは實に了解す可らざる所にして、以て此役を起すの議を肯んぜざる所以なり。

西郷は亂を外に移すを以て外征の理由の一とす。然るに大久保は外征は内亂の機なるを恐れるのであつて正反対の様なれども、西郷は舊兵隊の亂を起さん事を憂へ、大久保は人民一般の蜂起を恐るゝのである。當時の事情を審にせぬ予輩は何とも云ひ様がない。

征韓論の影響

影響は種々の觀點から取扱ふ事が出来る、思想の點から取扱ふ事も出来る、又政治的權力の所在から見る事も出来る、まだ其他の觀點からする事も不可能であるまい。

政治的權力の所在から見て、先づ其歸着點を云ふならば、世に所謂る藩閥の崩壊である。征韓論に依つて、藩閥に龜裂を生じた、西郷大久保が、大體に於て同心協力してやつて居たら、藩閥はもう暫くはピクともしなかつた事は疑ひない。

こゝでちよいと断つて置きたい事は、此閥の字の事だ。字義はどうか知らぬが、ばつと云へば私的權勢に聞えるから、成るべく使ひたくない。『私』の有無をば、唯一字で断じたくない。私閥も公閥もあるといふ心持を以て、予は之を用ひて居るのだと承知して貰ひたい。

揚征韓論がなかつたら、西郷はある時は死なかつた。十年の亂がなかつたら、大久保はまだ後迄生きて居た、大久保のにらみがきいて居れば、大隈は藩閥政府の従順な臣僕たる事をやめなかつた。北海道官有物の拂下げは、政界の問題とはならなかつた。薩摩は十年の亂に依て、多くの有爲の材を失つた。惜い武人を失ひ、又何事にも役に立つ人物を失つたのみならず、薩の士族が貧乏になつた。大隈は征韓論の時は、江藤の誘引に應じなかつたが、十年を出ですして、江藤の志の一部を達成すべき基礎を建設した。此外にも藩閥をよわめる事件が色々起つた。

征韓論は洋行者と、非洋行者間の争ひの様に見える。然し西洋風を採用するか、せぬかの争ではなかつた。西洋を見た者は、外征等に力を入れる時でない。内政を整へ力を養ふ事を急務とせねばならぬとの考になつたから、あんな結果になつたのである。事件其事の真相には關係がない。此觀點からすると、征韓論は異分子を排除せしめたと云へる。それで洋行者は顧慮する處なく、其所信を實行する事になつて、決定的に歐化主義

となつた觀がある。西郷如き人物が居れば、居る計りで遠慮する。顧慮遠慮のあるとのいのとは其結果は重大である。西郷が九州のはてに居る計りでも、存分にやれぬが、西郷があくなつて、顧慮する所なく、新式を行つた。意識してさうしたのではなく、自然にさうなつたのである。

臺灣征伐は征韓論の影響とは云へぬが、征韓論がなかつたら、出兵せずして、談判折衝で、どうにかなつたらう。佐賀の亂や其他色々の事が起つて、大久保は寸暇がない。そこで遂に出兵する事になつて仕舞つたのである。木戸は大久保を責めて、征韓論に對するのと終始一貫せぬではないかといつたけれども、若しどんな事があつても、出兵せぬとしたなら、薩摩には十年を待たずして何か起つたに相違ない。從道は其處を能く狙つた。夫故誰が何といつても、兵を出したのである。若し薩が起つたら之に應する者が多かつた。さうなれば大變だつた。夫故大久保は、已むを得ず是非引き止めようとした。十分には手を盡さなかつたのである。

西郷が亡んで、岩倉、大久保を中心とする政治遂行の障礙物は全くなくなつたのである。即ち異分子排除の完成であつた、経畫した事では勿論ないが、自然そんな結果になつたのである。朝鮮に關しては、其の後西郷の考へ通りには運ばなかつた。他の行き方で以て偶然修好の目的が達せられた。西郷は之を鹿兒島から見てゐて、不満足であつたと見える。但し其後、大陸經略は實行された。西郷はこんな風にやる考であつたらうか。今日西郷を地下に起して、朝鮮、支那、滿洲を巡行せしめたら、何と評するだらうか、どんな顔をするだらうか。

其後、西洋風の政治のやり方を、極端迄眞似をした。思想も歐米式のものが、大に入つて來た。さうして又、產業も起り、富も出來た。兵も亦強くなつた。維新當初の理想とした富國強兵は、今や立派に達成せられたといつてよい。同時に大陸へも大いに發展した。皆の望みが公平に實現された譯だが、さうなると、又、別の心配も出來て来る。

征韓の眞相と其の影響

不許複製

定價一圓十五錢

昭和十六年十一月十一日印刷
昭和十六年十一月十五日發行

著者代表 菊田貞雄
世田谷区玉川等々力町二ノ四八四

發行者 相馬基雄
東京市麹町區有樂町一丁目十一番地

印刷所 東京日々新聞社
東京市麹町區有樂町一丁目十一番地

同發行所 東京日々新聞社
東京市神田區淡路町二丁目九番地

大阪毎日新聞社
大阪市北區堂島上二丁目三十六番地

配給元

日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二丁目九番地

共同印刷株式會社

員會會報化文版出本日
番四壹五五〇壹第號番

響影の其と相眞の論韓征

製 積 許 不

團二價定

昭和十六年十一月廿六日印刷
昭和十六年十二月一日發行

著者代表

世田ヶ谷區玉川等々力町二ノ四八四
菊 田 貞 雄

發行者

東京市麹町區有樂町一丁目十一番地
相 馬

基

東京市神田區淡路町二丁目九番地
東京日日新聞社

同

東京市神田區淡路町二丁目九番地
東京日日新聞社

發行所

東京市北區堂島上二丁目三十六番地
大阪毎日新聞社

配給元

東京市神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社

共印刷株式會社

IT85-54

終

